

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	144 件
国民年金関係	39 件
厚生年金関係	105 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	85 件
国民年金関係	45 件
厚生年金関係	40 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年3月及び14年3月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から60年3月まで
② 平成8年3月
③ 平成14年3月

私の父は、私の将来のことを考えて、国民年金の加入手続きをし、申立期間①の国民年金保険料は、実家にいる間は父が納付してくれて、その後は自身で保険料を納付していたはずである。また、年金額を増やすために付加保険料を納付してきたはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②及び③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間はそれぞれ1か月と短期間であり、申立人は、当該期間の前後の期間について付加保険料を含む国民年金保険料を納付している。また、オンライン記録から当該期間の定額保険料は過年度納付された可能性も認められるが、申立人の納付記録を見ると、当該期間後数回にわたって付加保険料を含む保険料について、過年度納付であっても収納されている事実が認められることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続き及び当該期間のうち父親と同居していた期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び上記同居期間中の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

また、申立人は、大学卒業後の昭和51年4月に国民年金の加入手続きをしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は60年4月頃に払い出されており、当該期間の保険料の大部分は時効により納付することができないこと、申立人が当時

居住していた市の国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金の加入手続をした日は60年5月20日と確認でき、当該期間の納付記録は確認できず、60年4月から付加保険料を含む保険料の納付を開始していることが確認できること、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年3月及び14年3月の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 48 年 12 月まで

私の父は、私が家業の手伝いを始めた昭和 46 年に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。また、結婚後は義父の仕事を手伝っていたので、義父が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、婚姻前の昭和46年4月から47年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は46年10月に払い出されており、当該払出時以降当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人の当該期間の保険料を納付していたとする父親は、母親とともに国民年金制度発足当初から60歳到達時までの保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、婚姻後の昭和47年10月から48年12月までの期間については、申立人の義父が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人は義父が保険料を納付してくれていたと主張しているが、当該期間当時に同居していた義姉及び義妹は、当該期間は保険料の未納期間及び国民年金の未加入期間となっているなど、申立人の義父が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 9771

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月まで
私たち夫婦は、国民年金制度発足当初から夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月頃に夫婦連番で払い出されており、申立人は 36 年 4 月から 60 歳到達時まで、夫は 36 年 4 月から厚生年金保険に加入する前の 45 年 3 月まで、いずれも申立期間を除き国民年金保険料を全て納付していること、また、申立期間は 6 か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の保険料は現年度納付されていることなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月まで
私たち夫婦は、国民年金制度発足当初から夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月頃に夫婦連番で払い出されており、申立人は 36 年 4 月から厚生年金保険に加入する前の 45 年 3 月まで、妻は 36 年 4 月から 60 歳到達時まで、いずれも申立期間を除き国民年金保険料を全て納付していること、また、申立期間は 6 か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の保険料は現年度納付されていることなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から49年6月まで

私は、昭和48年6月に退職した後、市役所で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間に係る共済組合から国民年金への切替手続及び申立期間後の複数回の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、最初の手帳記号番号は昭和49年4月に払い出され、当該払出時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと（2回目の手帳記号番号は平成元年7月に払い出され、3年5月に手帳記号番号の統合処理が行われている。）、申立人が居住している市では、申立期間当時、国民年金の加入手続が行われた際には、現年度保険料の納付書を発行していたとしており、申立人は、申立期間の納付書を受け取っていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 9778

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 1 月から 41 年 3 月までの期間、54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、夫に勧められて国民年金に加入し、納付していなかった分の国民年金保険料を最初にまとめて納付した。その後は、主に夫が私の分の保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び第 3 号被保険者期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 41 年 9 月時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立人は、当該期間の保険料を印紙検認とは異なる納付書で納付し、納付した際に領収書を受領したと説明しており、その内容は過年度保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②及び③については、当該期間はそれぞれ 3 か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 6 月に会社を退職後、国民年金の加入手続きを行い納付書で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 10 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年 6 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間直後の昭和 52 年度の保険料を現年度納付していることが申立人の国民年金被保険者名簿で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの期間、52 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、自身の老後の生活を考えて、1 か月も間を空けずに国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも 3 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き 60 歳到達時までの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 42 年 6 月時点では、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であり、当該期間直後の 41 年 4 月から 42 年 3 月までの納付記録は 59 年 10 月に納付済みに訂正されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人に係る年金記録管理が適切に行われていなかった状況が見られるほか、申立期間②及び③については当該期間前後の期間の保険料が現年度納付されていることが特殊台帳で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月

私は、両親の勧めで国民年金の加入手続きを行い、申立期間を含めた国民年金保険料をまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間の1回のみであり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間直前の平成2年4月から同年9月までの保険料は4年4月30日に、申立期間直後の2年11月から3年3月までの保険料は4年11月20日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、いずれの納付時点でも申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された3年6月時点でも申立期間の保険料は同様に過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 55 年 3 月まで

私は、婚姻後に時期は定かでないが国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 6 月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であった。

また、申立人は、国民年金の加入手続の際には、厚生年金保険から国民年金への切り替えで保険料の未納がないように担当機関窓口で十分相談し、作成してもらった納付書で遡って保険料を納付したと具体的に説明しているほか、申立期間は、申立期間当時には強制加入被保険者期間として取り扱われていたことがオンライン記録及び昭和 59 年 5 月作成の年度別納付状況リストで確認できるなど、保険料を遡って納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年4月から同年6月まで

私は、国民年金保険料を納付し始めてからは未納無く納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間及び免除期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、オンライン記録によると、昭和 62 年6月5日に申立人に対して過年度納付書が作成されており、当該納付書作成時点で時効期間内である申立期間直前及び直後の保険料は全て現年度納付されていることから、当該納付書は申立期間に係る納付書であると考えられる上、申立期間の前の昭和 58 年度の保険料については、申立人は昭和 59 年12 月に過年度納付していることが確認でき、未納期間の保険料の納付に努めていることがうかがえることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、結婚した昭和45年4月に、母から「今まで国民年金をかけてきたから、今度は自分で国民年金保険料を納付するように。」と国民年金手帳を渡され、そのときに、母が私の国民年金の加入手続きを行い、両親の保険料と一緒に私の分も納付してくれていたことを知った。特例納付で納付された保険料については、その後、母が納付してくれたものと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き当該期間前後の期間を含めて60歳に至るまで国民年金保険料を全て納付しており、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、当該期間を含め60歳に至るまで保険料を全て納付している。

また、オンライン記録によると、申立人が20歳に到達した昭和40年*月から43年3月までの期間の保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できるものの、第2回特例納付実施期間において、申立人は、納付可能年数が受給資格期間25年を十分満たすため、特に特例納付する必要性は認められない。このことから、当該特例納付は受給資格を満たすためのものではなく、年金受給額を増やすことが目的であったものと推察される。

さらに、申立人が当該特例納付をしてくれたと説明する母親は、第2回特例納付実施期間中の昭和50年4月から、夫婦で付加保険料の納付を開始していることから、自らの年金受給額を増やそうとしていたものと考えられ、申立期間前後及び第2回特例納付実施期間を通じて、申立人及びその両親の住所及び仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、将来の年金受給額を増やすために特例納付したものと推察されながら、申立期間の12か月の保険料のみを納付しないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年9月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から同年9月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私の夫は、昭和43年11月の婚姻後に私の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が、夫は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月及び3か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、申立期間を除き、当該期間前後を含め国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間①については、申立人が年金事務所に対して国民年金保険料納付記録照会を申し出たことにより、申立人の特殊台帳の記録に基づいて、オンライン記録では当初納付済みであった当該期間の記録が、平成22年6月16日に申立期間直後の昭和44年10月から45年3月までの期間に付け替えられたため、未納期間とされたものであり、申立期間当時、申立人の納付記録が適切に管理されていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時、夫の営む家業は繁盛していたと説明しており、生活状況に変化は認められない上、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月
② 昭和 46 年 4 月及び同年 5 月

私は、20 歳になったとき、勤務先の商店の主人が私の国民年金の加入手続をして、初めの 1 か月分の国民年金保険料を納めてくれたと聞いた記憶がある。また、入社予定の会社から入社 1 か月前に採用内定通知を受け取ったとき、国民年金の保険料は納付漏れがないように納付しておくように言われたので、区役所で 2 か月分の納付書を作成してもらって保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立期間直前の国民年金保険料を納付しており、申立期間②の保険料を納付するため、区役所で 2 か月分の納付書を作成してもらったとする説明は、当時申立人が居住していた区における保険料の納付方法と一致している。また、申立人は、申立期間②の保険料 2 か月分について、1,000 円しなかったと説明しており、この金額は当該期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当時勤務していた商店の事業主が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、当該期間の保険料は、申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和 45 年 5 月に払い出されていることから、過年度納付を行う必要があるものの、申立人は加入手続及び当該期間の保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする上記事業主とは連絡が取れないため、当時の納付状況等を聴取することができず、当時の状況が不明であるなど、上記事業主が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 53 年 2 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 53 年 2 月まで

私は、婚姻した昭和 52 年 3 月に、夫婦で付加保険料の納付の申出を行い、その後、夫婦二人分の国民年金保険料と付加保険料を口座引き落としで納付していた。申立期間の付加保険料が妻は納付済みとなっているのに、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 か月と短期間であり、申立人は、昭和 50 年 1 月から厚生年金保険に加入する直前の平成 2 年 4 月までの国民年金の定額保険料を全て納付しており、付加保険料についても、昭和 52 年 3 月に納付申出を行って以降、申立期間を除き平成 2 年 4 月に至るまで全て納付している。

また、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間を含め、昭和 52 年 3 月から厚生年金保険に加入する直前の平成 2 年 4 月までの定額保険料及び付加保険料を全て納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで

私は、市役所で夫と一緒に国民年金の加入手続きを行い、その後は毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が夫は納付済みなのに、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月以降、申立期間を除き 60 歳に到達するまで、厚生年金保険加入期間を含めて国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が国民年金の加入手続きを行い、保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含め昭和 36 年 4 月から 60 歳に至るまでの保険料が納付済みである上、申立期間前後を通じて、申立人の住所及び夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 9791

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和44年7月から45年3月までの期間の納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から45年3月まで

私の父は、私が20歳になった昭和44年*月頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は私が母に渡した生活費の中から主に母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付済みである。また、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和44年11月時点において、申立人の申立期間の保険料は、現年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、申立期間当時、両親と同居しており、申立人の国民年金保険料を主に納付してくれていたとする申立人の母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達時の直前の月までの期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和54年12月の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月及び同年12月
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和54年12月

私の申立期間の国民年金保険料は還付されたことになっているが、記憶にないので納付済みとしてほしい。申立期間の領収証書も所持している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間の③については、申立人が所持する領収証書により、当該期間の国民年金保険料が納付されていたことが確認できる。

また、申立人が所持するパスポートによれば、申立人が昭和54年12月18日に帰国し、同年12月19日に帰国後に居住した区に転入届を提出していることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳の資格得喪欄にも同年12月19日に申立人が国民年金に任意加入していることが記載されていることから、納付済みの保険料の還付は行政側の不適切な処理であると認められる。

2 一方、申立期間の①及び②については、申立人が所持する領収証書により、当該申立期間の国民年金保険料が納付されていたことは確認できるものの、申立期間の①及び②当時、申立人は海外に居住していることから、国民年金に加入することはできない上、申立人が所持する国民年金手帳の資格得喪欄には、昭和46年11月及び52年12月に申立人が国民年金被保険者資格を喪失していることが記載されている。

加えて、申立期間の①について、申立人の特殊台帳の保険料に関する記録46年度の欄には「還付」の押印とともに還付金額が記載され、また、申立期間の②について、還付整理簿には申立人の申立期間の②の保険料の還付理由、還付金額、還付決定日及び支払日が記載されており、これらの記載内容に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の①及び②の保険料を還付されていないことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和 54 年 12 月の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、平成元年4月から4年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年3月まで

私の妻は、平成元年に私と妻の国民年金保険料の免除申請を行った。妻が申請免除となっているのに、私の申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金法第 90 条第 1 項第 1 号によれば、世帯主及び配偶者の前年の合計所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるときに、これに該当する被保険者から申請があったときは、社会保険庁長官（当時）はこれを納付することを要しないものとすることができるとされている。オンライン記録によれば、申立人の妻が、申立人及びその妻の二人分の国民年金保険料の免除申請を行ったとする申立期間は、妻は申請免除となっていることから、連帯納付義務者であり、かつ、世帯主でもある申立人及びその妻のいずれもが当該政令で定める所得基準以下であったものと考えられる。これらのことから、申立人の妻が自身の国民年金保険料の免除申請のみを行い、夫の免除申請を行わなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、「A市に居住していた頃、子供の学校給食費及び学用品費等の支給申請を行い、認定を受けていた。」と述べており、申立期間当時、申立人の生活状況は、経済的に困窮していたものと推測される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年9月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の付加保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月から同年9月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

私は、国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料を納付しており、昭和50年1月からは付加保険料も納付してきた。申立期間の国民年金保険料が、定額保険料は納付済みとなっているのに、付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和56年4月から同年9月までの期間については、申立人は、当該期間中の56年3月に転居しているものの、当該期間直後の56年10月から12月までの期間の国民年金保険料については付加保険料を含めて納付していることから、当該期間の保険料は現年度納付したものと推察され、当該納付時点で、56年4月から同年9月までの保険料は付加保険料を含めて現年度納付することが可能であったと考えられる。

また、申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間前後の付加保険料は納付済みである上、申立人は、申立期間を除き付加保険料納付の申出を行った昭和50年1月から58年3月までの付加保険料を全て納付しており、当該期間前後を通じて申立人の住所に変更は無く、当該期間に係る付加保険料を含む納付書が交付されていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和56年2月及び同年3月については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、同年3月に転居しており、転居前の市の国民年金保険料収滞納簿によると、申立人の保険料の納付は口座振替であり、当該市では、当時、2か月ごとの保険料を2か月目の月末に引き落としとしており、被保険者の転居を確認した場合は引落日の10日前に金融機関に送付する引落対象者リストから該当者を除外していたと説明しており、

当該収滞納簿によると、当該期間の保険料は、記録の上では未納となっており、申立人が転居した旨の記録も残されている。

また、申立人は、転居先の区において、昭和56年4月までに当該期間の保険料を現年度納付すれば、付加保険料についても納付することが可能であったものの、申立人は、転居先の区での転入手続、国民年金の住所変更手続、時期及び付加保険料の納付方法に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年9月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収証書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る国庫金の領収証書を所持しており、当該領収証書には、一部漏れがあるものの、その様式及び住所、氏名、国民年金手帳の記号番号、納付期間、納付金額に係る記載状況から申立期間当時に作成されたものと認められ、申立期間の保険料の納付が行われていたものと考えられる。

また、申立人の所持する国庫金の領収証書及び年金手帳によると、申立人の特殊台帳の納付記録については、申立期間直後の昭和44年度及び45年度における納付方法及び納付日の記録に関して齟齬^{そご}が見受けられるなど、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況も認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年9月までの期間、51年10月から52年3月までの期間、56年10月から同年12月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年9月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで
③ 昭和56年10月から同年12月まで
④ 昭和58年1月から同年3月まで

私は、結婚後に国民年金の加入手続を行い、婚姻前の期間については、夫の納付開始月まで遡って国民年金保険料を納付し、婚姻後の期間については夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、それぞれ6か月と短期間であり、申立期間①直後及び申立期間②前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点で、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であり、当該払出日から、申立期間①及び②の間の昭和50年10月から51年9月までの保険料は過年度納付されたものと考えられる。

さらに、申立期間③及び④については、それぞれ3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人は、申立期間③を含む昭和57年分の所得税の確定申告書控え及び申立期間④を含む58年分の所得税の確定申告書控えを所持しており、それぞれの確定申告書控えの社会保険料控除欄に記載されている金額については、57年分は当時の保険料額と一致し、58年分は当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

なお、申立人の夫の申立期間②、③及び④の保険料については、当委員会の決定に基づき、納付済みに記録訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和44年4月から45年1月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年1月まで

私の夫は、昭和44年の春頃に、A市役所で、私の国民年金の加入手続を行い、同市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和44年4月から45年1月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立人の夫の手帳記号番号と10番違いで、45年2月頃に払い出されていることが推認できることから、当該期間の国民年金保険料は、A市役所において現年度納付が可能である。また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和45年2月から46年9月までの期間の夫婦の保険料の納付年月日は一致しており、申立人の夫の当該期間の保険料は納付されている。これらのことから、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料も一緒に納付したと考えるのが自然である。

さらに、前述の夫婦の手帳記号番号の払出し時点で、申立人の夫がA市役所で納付したとする保険料の金額は、44年度の夫婦二人分の保険料を現年度納付した場合の金額とおおむね一致している。

加えて、オンライン記録によると、申立人の申立期間直後の昭和45年2月から同年6月までの期間の保険料の納付記録は、平成3年2月27日に追加されており、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

2 一方、申立期間のうちの昭和43年11月から44年3月までの期間については、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫も当該期間の保険料を納付していない上、申立人の手帳記号番号払出し時点で、当該期間の保険料は過年度納付となるた

め、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付したとするA市役所では納付することができない。

加えて、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和44年4月から45年1月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の①の国民年金保険料については、私の母が、最初に昭和 40 年度分の保険料を納付した際に納付したはずである。申立期間の②の保険料については、私が、仕事で区役所に行った際に、その前後の期間と同様に納めたはずである。申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間の②については、3 か月と短期間であり、また、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、当該期間前後において住所の移転は無く、生活状況に変化は無い。これらのことから、申立人が申立期間の②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。
- 2 一方、申立期間の①については、申立人の当該期間の保険料を納付したとする母が保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付したとする母からは、諸事情により、当該申立期間当時の納付状況等を確認することができない。

なお、申立人は、「年金事務所で、『申立期間の①の保険料は、県の納付書でなければ納付することができない。』との説明を受けた。申立期間の①の保険料は、昭和 40 年度分の保険料を納付する際、県から交付された納付書で納付したと思う。」と述べる以外に、申立期間の①に係る保険料の納付場所、納付方法、納付書の入手経緯等の具体的な記憶は曖昧である。

このほか、申立人の母が申立期間の①の保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に A 市で個人事業を始めたが、その際に夫婦で国民年金に加入し、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。その後、54 年 7 月には法人化した。そのときからは会社の事務員又は顧問税理士に夫婦二人分の保険料の納付を委託してきた。また、離婚後の 61 年 2 月以降は、私が私と前妻の分も含めて二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①については、3 か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、また、A 市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 52 年 3 月 8 日に払い出されていることから、当該期間の保険料は、現年度納付が可能である。

さらに、申立人は、「夫婦二人分の国民年金保険料は顧問税理士又は女性事務員が会社の取引金融機関を通して納付していた。」と述べており、加えて、申立人の妻の申立期間に係る保険料は納付済みであることなどから、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

2 一方、申立期間の②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、また、申立期間の②のうち、昭和 58 年 4 月から 61 年 1 月までの期間については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人が保険料の納付の委託をしたとする税理士は既に死亡し、事務員は所在不

明であり、当時の納付状況等を確認することができない。

また、申立期間の②のうち、昭和 61 年 2 月から 63 年 3 月までの期間については、申立人は、当該期間の具体的な納付方法等の記憶が曖昧である。

さらに、申立期間の②については、一緒に納付したとする妻の当該期間の保険料も未納である。

このほか、申立人が申立期間の②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から38年5月まで
② 昭和39年7月から同年9月まで
③ 昭和48年4月から49年3月まで
④ 平成元年10月から同年12月まで

私は、昭和37年8月頃に区役所で国民年金の加入手続きを行い、区出張所窓口で国民年金保険料を納付していた。結婚後の45年11月から付加保険料も納付しており、全て保険料を納付した。申立期間①、②及び④の保険料が未納とされ、申立期間③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、12か月と短期間であり、申立人は昭和45年11月から付加保険料を納付しており、当該期間前後の期間の付加保険料は納付済みであるほか、申立人が当時居住していた市では48年4月から納付書制度が実施され付加年金加入者に対し、付加保険料を含めた金額の納付書を送付していたとしていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は昭和37年8月頃に加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の41年10月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、当該払出時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができないこと、申立期間①及び②に挟まれた厚生年金保険被保険者期間は平成6年5月30日に記録追加されたことがオンライン記録により確認でき、訂正前は37年8月から39年9月までの期間は連続した未納期間であったこと、申立人は保険料の納付方法等の記憶が曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間直前は厚生年金保険被保険者期間であるため、保険料を納付するためには国民年金の再加入手続が必要であるが、申立人は再加入手続を行った記憶は無いと説明していること、申立期間直後の厚生年金保険被保険者期間は、平成6年5月30日に記録追加されていることがオンライン記録から確認でき、訂正前は未加入期間で、保険料を納付することができない期間であり、訂正時点では時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで
私の国民年金は、私の父が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。当時同居していた母と姉の保険料が納付済みになっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月間と短期間であり、申立人の父親と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親及び姉の自身の保険料は納付済みである上、申立人は、当委員会に申立てた後に発見したとする申立期間の保険料を納付した領収証書を所持している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年4月から同年9月まで

私は、退職した昭和 53 年6月ごろに夫婦で国民年金に加入して以降、私の金融機関口座からの振替により、未納なく夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間前後の期間を含めて昭和 53 年6月から 60 歳到達時まで、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間中の昭和 57 年7月1日に転居しているが、転居直後に国民年金の住所変更手続を行ったと説明しており、その場合、転居前の区及び転居後の区の説明によると、申立期間のうち 57 年4月から同年6月までの保険料は転居前の区で、同年7月から同年9月までの保険料は転居後の区で口座振替により納付することが可能であったと推定できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、大学卒業後の昭和 48 年 4 月に父が設立した会社に入社したが、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、私に子供ができたことを契機に、父が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、私が平成 13 年に再婚するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、昭和 52 年 10 月以降、申立期間を除き、申立期間前後の期間を含めて全ての国民年金保険料を納付している。

また、申立期間前後を通じて、申立人の住所及び仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 11 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 2 月ごろに町役場で国民年金の加入手続きを行い、1 年間分ほどの国民年金保険料を遡って納付した。その後は、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が、妻は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 5 か月と短期間であり、申立人は、昭和 47 年 4 月以降、申立期間を除き、申立期間前後の期間を含めて全ての国民年金保険料を納付している上、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっている。

また、申立人が所持する国民年金手帳の「昭和 51 年度国民年金印紙検認記録」ページには、申立期間を含む昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの各月の欄に日付の無い検認印が押されており、申立期間の保険料が納付済みとなっている妻も、同様に、国民年金手帳の「昭和 51 年度の印紙検認記録」ページに日付の無い検認印が押されている上、当該町では、申立期間当時、日付印の無い検認印が存在したと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月まで

私たち夫婦は、国民年金に加入して以来、夫婦二人分の国民年金保険料をいつも一緒に納付していた。経営していた飲食店を閉めた昭和 61 年頃に、母から納付済期間を 25 年以上にするよう強く勧められたので、過去の免除期間の保険料を全て遡って分割して納付した。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年ごろに、母から勧められて過去の免除期間の国民年金保険料を全て遡って分割納付したと説明しており、オンライン記録によると、申立人及びその妻は、昭和 56 年 4 月からの 4 か月を除き、昭和 54 年度から 59 年度までの期間の保険料を、昭和 59 年 5 月から平成 6 年 4 月までの期間に 6 回に渡って分割して追納しており、このことは申立人の説明内容とおおむね一致している。

また、申立期間を含む昭和 60 年度の保険料については、申立人は平成 7 年 4 月 21 日に追納申出を行っていることが確認でき、申立人がそれまで追納を申し出た期間については全て追納していることを踏まえると、当該年度の 4 月分のみが追納済みとされていることは不自然であり、昭和 60 年度 1 年分を追納したと考えるのが自然である。

なお、申立人の妻は、申立期間を含む昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間が、当委員会の決定に基づき、追納済みに記録訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和44年10月から45年9月まで

私は、婚姻後は自身で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金被保険者台帳から、申立人は、当該期間直前の昭和44年4月から同年9月までの国民年金保険料を46年3月に過年度納付し、当該期間直後の45年10月から46年3月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、これらの納付時点で当該期間の保険料を過年度又は現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間当時の保険料の納付方法は国民年金手帳の印紙検認方式であったが、申立人は、近所の郵便局で保険料を納付していたとしており、当時居住していた区での印紙検認の記憶が無いこと、また、上記の申立期間の前後の期間の保険料の過年度納付及び現年度納付の時点は、第1回特例納付が実施されていた時期であったが、申立人は特例納付は承知していないとしていることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年9月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年11月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から同年8月まで
② 昭和63年10月
③ 昭和63年11月から平成元年3月まで

私は、国民年金保険料の督促状のようなものが送られてきたことから、保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成元年11月頃に払い出され、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったこと、所轄社会保険事務所（当時）では、加入手続時点で納付可能な過年度保険料の納付書を発行していたとしていること、申立人は、当該期間後の保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が当該期間後の昭和63年11月1日と記載され、申立人は、国民年金の別の手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年11月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月から 47 年 10 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、時期は定かでないが、近所に住んでいた友人と同時期に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。昭和 47 年頃に転居した後に国民年金手帳を紛失したことに気付いて再交付の手続きを行い、保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和48年1月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間当時、納付書により保険料を納付していたと説明しているが、申立人が当時居住していた市では、昭和47年3月までは印紙検認方式により保険料を収納していたとしていること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、47年頃に転居した市で48年1月に任意加入したことにより、同年4月に払い出されており、当該期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立人が同時期に国民年金に加入したとする友人は、48年2月に任意加入しており、当該期間は申立人と同様に未加入期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1

月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から47年3月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

私の母は、私がか会社を退職した昭和42年3月に私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は私が金融機関で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は12か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年7月に払い出され、申立人は、同年4月以降当該期間を除き、国民年金保険料を全て納付していること、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、当該期間直前の期間の保険料は現年度納付されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付等をしてくれたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人は、母親が昭和42年3月頃に加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の手帳記号番号は、当該期間後の47年7月頃に申立人の弟と連番で払い出されていること、当該手帳記号番号が記載されている申立人の所持する国民年金手帳及び申立人が当該期間後に転居した市の国民年金被保険者名簿には、資格取得日が同年4月1日と記載されていることから、当時、当該期間は国民年金の未加入期間とされ、保険料を納付することができない期間であったと考えられること、手帳記号番号が連番で払い出され、母親が保険料と一緒に納付してくれていたとする弟も当該期間は未加入期間であること

など、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 11 月から 43 年 12 月まで
② 昭和 45 年 2 月及び同年 3 月

私の母は、私が 20 歳になって国民年金加入勧奨の通知がきた際に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月までの保険料を納付した領収書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 2 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、当該期間を含む昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月までの保険料は、申立人が所持する領収証書により 46 年 7 月に納付されたことが確認でき、当該領収証書に記載された期間のうち、44 年 1 月から同年 3 月までの保険料は当該納付時点では時効により過年度納付できない期間であるため、第 1 回特例納付による納付として処理され、その保険料額の違いに伴い、申立期間②が未納期間と記録されたことが特殊台帳の記録で確認できるものの、申立人は、当該期間後の保険料を全て納付していること、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、自身の保険料を完納していること、上記処理により生じた申立期間②直前の 45 年 1 月分の不足保険料 100 円については、46 年 8 月に納付されており、当該納付時点で当該期間の保険料は、過年度納付が可能であったことなどを勘案すると、未納期間が生じたとすれば、その期間の保険料は納付したものと考えるのが相当である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 46 年 1 月頃に申立人の弟と連番で払い出されており、当該払出時点は第 1 回特例納付期間であるものの、申立人の母親は、保険料の納付状況に関する記

憶が曖昧であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 9 月に会社を退職して厚生年金保険でなくなったので国民年金と国民健康保険に加入し、国民年金と国民健康保険の保険料は妻が納付していた。申立期間当時に私の小遣いの収支を記載していた金銭出納帳には国民年金保険料を支出した記録が記載されている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された金銭出納帳には、昭和 59 年 11 月 29 日から 63 年 8 月 14 日までの期間の「収入金額」、「支払金額」及び「摘要」等が日ごとに詳細に記載されており、その紙質、筆跡及び記載されている鉄道運賃等の公共料金額などが申立期間当時の金額と一致しているなどから、この出納帳は申立期間当時に作成されたものであると認定できるほか、申立期間のうち 4 か月分の国民年金保険料を 3 回に分けて納付した支出日、支出金額が記載されており、その金額は申立期間の保険料額と一致している。

また、申立期間 6 か月のうち 2 か月分の保険料の支出が出納帳に記載されていないことについて、申立人は、出納帳には自分が支出したもののみを記載したものであり、記載されていない 2 か月分の保険料は昭和 63 年 4 月に厚生年金保険適用事業所に勤務を始めた後に家計から支出したため、出納帳には記載せず、家計からの支出は妻が家計簿に記載していたものの、当時の家計簿は廃棄していると具体的に説明しており、申立人の妻は昭和 61 年 3 月までの期間は国民年金に任意加入し付加保険料を含めた保険料を納付しているが、当該出納帳には 61 年 3 月までの妻の保険料の支出は記載されていないなど、申立人が所持する出納帳は申立人が支出した金額のみを記載したものであるとの具体的説明と合致しており、説明内容に不自然さは無い。

さらに、夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻の国民年金第 3 号被保険者か

ら第1号被保険者への切替手続は、昭和62年11月5日に処理されていることがオンライン記録で確認できること、申立期間の妻自身の保険料は納付済みであること、申立人は昭和62年9月に会社を退職した後、国民年金と国民健康保険に加入したと説明しており、申立人は、申立期間である62年10月1日から63年4月2日まで国民健康保険に加入していたことが、申立人が居住していた区の記録から確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 49 年 12 月まで

私は、未納となっている国民年金保険料を遡ってまとめて納付できる特例納付制度があると聞いたので国民年金に加入し、それまでの保険料として約 15 万円をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時居住していた区が保管する申立人の国民年金被保険者名簿索引票に「昭和 50 年度新規加入 26」との記載があり、当該区ではその記載内容は 50 年度の 26 週目である昭和 50 年 9 月頃に国民年金の加入手続が行われたことを示すものであると考えられると説明しており、当該時期は第 2 回特例納付実施期間であるため、特例納付することは可能であった。

また、申立人が納付したと説明している国民年金保険料額は、当該期間の保険料を第 2 回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致するほか、申立人は申立期間を除き保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月から14年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を申立期間当時には納付していなかったが、平成14年8月以降に2、3回に分割して納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人が納付したと説明している申立期間の保険料額は当時の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は住居移転後に申立期間の保険料を遡って納付したと説明しており、転居した平成14年8月以降、15年8月までは申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京厚生年金 事案 14347～14378（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月5日に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生 年 月 日	:	
住 所	:	

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月5日

申立期間の賞与について、A社（現在は、B社）が届出を行っていなかったため、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成16年7月5日にA社から賞与の支払を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳に記載されている保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 32 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
14347	男		昭和19年生		平成16年7月5日	81万6,000円
14348	男		昭和32年生		平成16年7月5日	135万円
14349	女		昭和52年生		平成16年7月5日	30万円
14350	男		昭和20年生		平成16年7月5日	78万1,000円
14351	男		昭和18年生		平成16年7月5日	25万5,000円
14352	男		昭和20年生		平成16年7月5日	73万5,000円
14353	男		昭和22年生		平成16年7月5日	73万1,000円
14354	男		昭和26年生		平成16年7月5日	42万9,000円
14355	男		昭和20年生		平成16年7月5日	119万9,000円
14356	女		昭和35年生		平成16年7月5日	30万6,000円
14357	男		昭和23年生		平成16年7月5日	67万6,000円
14358	男		昭和22年生		平成16年7月5日	121万1,000円
14359	男		昭和22年生		平成16年7月5日	50万7,000円
14360	男		昭和24年生		平成16年7月5日	37万5,000円
14361	男		昭和22年生		平成16年7月5日	36万7,000円
14362	男		昭和21年生		平成16年7月5日	36万7,000円
14363	男		昭和21年生		平成16年7月5日	36万7,000円
14364	男		昭和23年生		平成16年7月5日	36万7,000円
14365	男		昭和25年生		平成16年7月5日	36万7,000円
14366	女		昭和33年生		平成16年7月5日	30万6,000円
14367	男		昭和22年生		平成16年7月5日	115万円
14368	男		昭和22年生		平成16年7月5日	116万7,000円
14369	男		昭和22年生		平成16年7月5日	123万3,000円
14370	女		昭和44年生		平成16年7月5日	13万1,000円
14371	女		昭和25年生		平成16年7月5日	32万1,000円
14372	男		昭和21年生		平成16年7月5日	111万6,000円
14373	男		昭和32年生		平成16年7月5日	121万6,000円
14374	男		昭和30年生		平成16年7月5日	123万1,000円
14375	男		昭和21年生		平成16年7月5日	67万8,000円
14376	男		昭和22年生		平成16年7月5日	79万4,000円
14377	男		昭和24年生		平成16年7月5日	150万円
14378	男		昭和21年生		平成16年7月5日	66万7,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月1日から34年1月19日まで

A社に勤務していた期間の給料計算書では、34か月の厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録は33か月になっている。1か月不足しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料計算書により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日が昭和34年1月19日と記録され、被保険者期間は同年1月から36年9月までの33か月とされている。

これに対し、申立人から提出された給料計算書において、昭和33年12月から36年9月までの期間に支給された各月の給与から、34か月分の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められ

る厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額は、昭和 34 年 1 月分の給料計算書において確認できる報酬額から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月21日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社（A社の親会社）から提出のあった在籍証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社から同社の関連会社であるC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和53年12月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している従業員は、同社が適用事業所となるまでの間、A社において継続して被保険者となっている記録が確認でき、申立期間に申立人についても同社において厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと考えられることから、同社における資格喪失日を同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和39年6月29日に、A社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を44年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、39年6月は2万8,000円、44年3月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月29日から同年7月1日まで
② 昭和44年3月25日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びB社が保管する人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社D工場から同社E工場（後に、同社E支店）に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社E支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年8月1日であり、申立期間①は適用事業所となっていない。しかし、同社同支店が適用事業所となった日に被保険者資格を取得している従業員は、同社同支店が適用事業所となるまでの間、同社において被保険者資格を取得し、申立期間①において継続して加入している記録があり、B社は、「A

社E支店が適用事業所となるまでの間、同社で厚生年金保険に加入させる扱いであったと思われる。」と回答し、申立人についても申立期間①に同社において厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと考えられることから、同社における資格取得日を、同社D工場における資格喪失日である39年6月29日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及びB社が保管する人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年3月25日に同社E支店から同社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年3月30日
③ 平成19年9月28日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、それぞれ30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成19年3月30日及び同年9月28日の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年3月30日
③ 平成19年9月28日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間②及び③の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、それぞれ30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付してい

ないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成19年3月30日の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月29日
② 平成19年3月30日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間②の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間①の

賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年3月30日は16万7,000円、同年9月28日及び20年3月31日はそれぞれ25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月30日
② 平成19年9月28日
③ 平成20年3月31日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成19年3月30日は16万7,000円、同年9月28日及び20年3月31日はそれぞれ25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年3月30日は5万円、同年9月28日及び20年3月31日はそれぞれ30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月30日
② 平成19年9月28日
③ 平成20年3月31日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成19年3月30日は5万円、同年9月28日及び20年3月31日はそれぞれ30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年3月30日は3万円、同年9月28日及び20年3月31日はそれぞれ25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月30日
② 平成19年9月28日
③ 平成20年3月31日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成19年3月30日は3万円、同年9月28日及び20年3月31日はそれぞれ25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月28日
② 平成20年3月31日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、それぞれ25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月12日から同年8月26日まで
② 平成6年8月26日から7年10月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成6年5月12日から勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②については、標準報酬月額が、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、平成6年8月から7年9月までは14万2,000円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年10月21日の後の同年11月7日付けで9万8,000円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該期間及び当該減額訂正処理日において同社の役員ではないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間②の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た14万2,000円に訂正することが必要である。

申立期間①について、申立人から提出されたA社からの給与振込口座の預金通帳の写しによると、同社から平成6年6月24日より給与が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった

のは平成6年6月1日であり、申立期間①のうち、同年5月12日から同年6月1日までの期間は適用事業所となっていない。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、A社において平成6年8月26日に資格を取得しており、オンライン記録の厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できることから判断すると、上記給与振込口座の預金通帳の写しでは、同社からの給与振込額から申立期間①に係る厚生年金保険料の控除を推認することはできない。

なお、A社は平成7年10月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は所在不明であること及びオンライン記録から、申立期間①当時に、同社において厚生年金保険に加入しており、所在の判明した従業員に照会したが、回答が無いことから、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 50 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 社における申立人の標準報酬月額は、当初、平成 14 年 7 月から同年 9 月までは 50 万円と記録されていたものが、申立人が同社の厚生年金保険の被保険者でなくなった同年 10 月 1 日の後の同年 11 月 7 日付けで 17 万円に遡って減額訂正処理されており、申立人のほか同社の代表取締役についても、標準報酬月額を減額訂正処理されていることが確認できる。

また、事業主は、社会保険料を滞納していた旨を供述するとともに、給与の遅配があった旨を供述している。

さらに、A 社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において同社の取締役であったが、平成 14 年 11 月 1 日に取締役を辞任しており、当該減額訂正処理日には同社の取締役ではなかったことが確認できる上、同社の代表取締役及び元従業員は、申立人は、仕入れ・販売の業務に従事し、社会保険の手続に関与していなかったと供述していることを踏まえると、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届けた 50 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月29日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及びA社の事業主の供述により、申立人が平成16年2月29日まで同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成16年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される

べき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人の人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和 26 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る社員名簿及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和 26 年 9 月 1 日に同社C支社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 26 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月26日から同年6月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社本社から同社C支店に異動はあったが継続して勤務していた。辞令を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した辞令及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和39年5月26日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の＜申立期間＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生 年 月 日：	
住 所：	

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「役員賞与明細」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、＜申立期間＞（別添一覧表参照）の標準賞与額については、役員賞与一覧における保険料控除額及び賞与額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 7 月 12 日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 4 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
14406	男		昭和22年生		平成17年6月30日	150万円
					平成18年6月30日	150万円
					平成19年6月29日	150万円
14407	男		昭和16年生		平成17年6月30日	150万円
					平成18年6月30日	150万円
					平成19年6月29日	150万円
14408	男		昭和17年生		平成17年6月30日	40万円
14409	男		昭和19年生		平成17年6月30日	40万円
					平成18年6月30日	40万円
					平成19年6月29日	40万円

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は昭和 39 年 5 月 1 日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を昭和 43 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を 4 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 1 日から同年 5 月 12 日まで
② 昭和 43 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務（昭和 39 年 5 月 1 日に同社本社から同社C支店に異動）していたことが認められることから、申立人の同社C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和 39 年 5 月 1 日に訂正することが必要である。
- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和 43 年 4 月 1 日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 43 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、4 万 5,000 円とすることが妥当で

ある。

なお、申立期間②の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、在籍中の社員の社会保険料納付を一定期間のみ行わないことはあり得ないため納付をしたと考えられるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和 24 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 4,200 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 20 日から同年 5 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された退職者台帳及び同社人事担当者の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 24 年 5 月 1 日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 24 年 3 月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、4,200 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和 24 年 4 月 20 日とする届出を社会保険事務所（当時）に提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月27日から同年3月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る退職証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（平成元年3月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における平成元年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和 41 年 3 月 1 日）及び資格取得日（昭和 41 年 7 月 15 日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を 3 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで
② 昭和 41 年 3 月 1 日から同年 7 月 15 日まで

B社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

A社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間②も確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の厚生年金保険被保険者記録は、A社において昭和 39 年 1 月 11 日に資格を取得し、41 年 3 月 1 日に資格を喪失後、同年 7 月 15 日に同社において再度資格を取得しており、同年 3 月 1 日から同年 7 月 15 日までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社の経理担当者は、申立人について、申立期間②も正社員として同社に継続して勤務していたとしており、申立人の給与から申立期間②に係る厚生年金保険料を控除していたとしている。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により申立期間②の前後に被保険者であったことが確認できる複数の従業員及び同僚は、申立人は申立期間②も継続して同社に勤務しており、申立期間②の前後において職種及び業務内容の変更は無かったとしている。

なお、上記被保険者名簿により申立期間②の前後に被保険者であったことが確認

できる複数の従業員及び同僚のうち、申立人と同一職種であった者は4人いるが、当該4人全員について、申立期間②の厚生年金保険の加入記録は継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における当該期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため確認することができないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①当時の事業主は高齢で回答することができないため、同社の取締役役に照会したところ、当時の資料を保管しておらず、申立期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について不明と回答しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により申立期間①に被保険者であったことが確認できる者のうち住所の確認できた複数の従業員及び同僚に照会したところ、給与明細書を保有している者はいないが、そのうちの従業員一人は、標準報酬月額と実際の給与月額に差異は無かったとしている。

さらに、上記被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、標準報酬月額について遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

加えて、申立人も給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から同年4月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の給料明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、A社における資格喪失日に係る記録を平成 17 年 1 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 31 日から 17 年 1 月 1 日まで

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職月の保険料控除が確認できる給料支払明細書及び賃金台帳を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主の供述及び申立人の提出した平成 16 年 12 月分の給料支払明細書により、申立人は、A社に同年 12 月 31 日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成 16 年 12 月分の給料支払明細書及び同年の賃金台帳により確認できる保険料控除額及び報酬月額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失届等の資料を廃棄したことから不明としているが、事業主が資格喪失日を平成 17 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを 16 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事務所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 18 年4月1日、資格喪失日は24年4月26日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 18 年4月から 20 年5月までは 50 円、同年6月から 21 年3月までは 80 円、同年4月から同年 11 月までは 360 円、同年 12 月から 22 年5月までは 480 円、同年6月から 23 年7月までは 600 円、同年8月から 24 年3月までは 5,700 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年4月1日から 24 年4月26日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、昭和 18 年4月1日から 24 年4月25日までC線D駅に駅員として勤務した。23 年5月1日に同社からもらった皆勤の表彰状を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社、同社B事務所及び同社E支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日はいずれも昭和 18 年4月1日と記録されているが、資格喪失日が記載されていないため、オンライン記録では、申立人の同社における被保険者記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

一方、申立人から提出された昭和 23 年5月1日付けのA社の表彰状には、「満3年に亘り皆勤」と記載されており、また、同社から提出された申立人に係る人事台帳では、「18. 4. 1 試傭 人事課」、「24. 4. 25 願に依り解職する」と記載されていることから、申立人は、18 年4月1日から 24 年4月25日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しにより、申立人は同社B事務所で被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）における申立人に係る厚生年

金保険の記録管理が不適切であったものと認められ、申立人のA社B事務所における被保険者資格取得日は昭和18年4月1日、資格喪失日は退職日の翌日の24年4月26日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の各健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人に係る未統合の記録から、昭和18年4月から20年5月までは50円、同年6月から21年3月までは80円、同年4月から同年11月までは360円、同年12月から22年5月までは480円、同年6月から23年7月までは600円とし、同年8月に標準報酬月額等級表が改定されたこと、及びA社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の記録から、同年8月から24年3月までは5,700円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から 63 年 8 月までは 13 万 4,000 円、同年 9 月から平成元年 7 月までは 15 万円、2 年 1 月から同年 4 月までは 17 万円、同年 5 月から 3 年 3 月までは 18 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 20 日から平成 3 年 4 月 1 日まで

A 社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の支給総額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から平成元年 7 月までの期間及び 2 年 1 月から 3 年 3 月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人について、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、昭和 62 年 8 月から 63 年 8 月までは 13 万 4,000 円、同年 9 月から平成元年 7 月までは 15 万円、2 年 1 月から同年 4 月までは 17 万円、同年 5 月から 3 年 3 月までは 18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務を履行

したか否かについては、事業主から回答が無いが、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成元年8月から同年12月までの期間については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年6月1日から13年7月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、12年6月から13年1月までは44万円、同年2月から同年6月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月1日から14年5月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与月額より低く記録されている。申立期間の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年6月から13年6月までの期間については、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、12年6月から13年1月までは44万円、同年2月から同年6月までは53万円と記録されていたところ、同年9月6日付けで、12年6月1日に遡って11万8,000円に減額訂正されており、A社においては、申立人を含めて22名の標準報酬月額が申立人と同時期に減額訂正されていることが認められる。

また、申立人から提出された平成12年6月から13年6月までの給与明細書により、申立人が控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、上記減額訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社の担当者は、「当社は申立期間当時、経営状態が悪く社会保険料を滞納していた。」と回答しており、同社に係る滞納処分票により、同社では平成9年4月から申立期間全期間にわたり、社会保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、申立人は、「A社で営業及びプロデューサーとして勤務した。」と回答しており、同社の従業員も、「申立人は一般従業員であり、社会保険事務には携わっていなかった。」と回答していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 9 月 6 日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実在即したものと考え難く、社会保険事務所において、申立人に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該期間の標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成 12 年 6 月から 13 年 1 月までは 44 万円、同年 2 月から同年 6 月までは 53 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 13 年 7 月から 14 年 4 月までの期間については、標準報酬月額の遡及訂正は行われておらず、また、申立人から提出された給与明細書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月16日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間とは同社C営業所から同社B支店に異動したが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社における複数の同僚の回答及び同社の元総務担当者の「在籍している以上、保険料控除が漏れることは無い。」との回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社C営業所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、A社C営業所の経理担当者は、「本来であれば異動前の事業所で喪失手続をし、異動先の事業所において、喪失日に基づいて取得届を提出するはずなので、昭和43年8月16日をもってB支店が取得の手続をしなければいけなかったと思う。」と供述していることから判断すると、昭和43年8月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に解散しているため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B総合医療センター）における資格取得日に係る記録を昭和 56 年 12 月 2 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 2 日から 57 年 2 月 1 日まで

A病院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同院には、C大学第2内科から研修医師として派遣され勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B総合医療センターが保管している申立人に係る人事異動通知書、同センターからの回答及び同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA病院に勤務していたことが認められる。

また、B総合医療センターは、研修医は採用日から厚生年金保険に加入させ、給与から保険料を控除していたとしている。

これらのことから判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院における昭和 57 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかにも確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を12万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の標準報酬月額（12万6,000円）に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から11年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額になっていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によると、申立人のA社に係る標準報酬月額は、当初、平成10年4月から同年9月までの期間は12万6,000円と記録されていたところ、同年11月5日付けで、9万2,000円に遡って減額訂正が行われている上、申立人と同様に標準報酬月額が同日に減額訂正された者が5名確認できる。

しかしながら、上記5名のうち、申立人より半年遅れてA社に入社し、申立人と同じ職種であった同僚1名から提出された申立期間に係る給与支払明細書（平成10年4月から同年8月まで及び同年10月）において確認できる保険料控除額及び総支給額に見合うそれぞれの標準報酬月額は、いずれの月もオンライン記録より高いことが確認できる。

また、申立人と同様に標準報酬月額の減額訂正が行われた複数の従業員は、「申立期間当時に給料の遅配があった。」と供述し、このうち1名は、「これらの減額

訂正手続は、会社が保険料負担の軽減のために行ったものだと思う。」旨供述している。

さらに、A社に係る「所在不明事業所調査復命書」によれば、同社は平成12年頃から厚生年金保険料の滞納をしていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成10年11月5日付けで行われた標準報酬月額の減額訂正処理は事実上即時のものとは考え難く、同年4月から同年9月までの期間の標準報酬月額を遡って減額処理する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た12万6,000円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち平成10年10月から11年2月までの期間の標準報酬月額については、申立人の標準報酬月額は、10年10月の定時決定により9万2,000円と記録されているが、当該定時決定に係る事務処理は、上記減額訂正処理が行われた同年11月5日と同日に行われたことが確認できる上、上記5名について申立人と同様に標準報酬月額が9万2,000円と記録されていることが確認できる。

また、上記同僚から提出された給与支払明細書において確認できる当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記定時決定時の標準報酬月額より高いことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、有効とは認められない平成10年11月5日付けの減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えるのが相当であり、同年10月の定時決定における処理は、有効なものであったとは認め難い。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記訂正後の平成10年9月の記録から、12万6,000円に訂正することが必要である。

- 2 申立人は、A社に入社して半年後の平成10年4月に研修期間終了による昇給があり、当該月から月額20万円の給与の支払を事業主から受けていたので、申立期間について標準報酬月額は20万円になるはずであると主張している。

このことについて、申立人は、申立期間における保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、また、A社の事業主は連絡が取れないことから、当時の状況を確認することができない。

しかしながら、上記1の同僚1名は、「A社には入社後3か月から6か月の研修期間があり、当該研修期間終了後の給与は、月額20万円を超える額であった。」と供述しており、当該同僚の給与支払明細書から上記供述どおり入社7か月目から月額20万円を超える給与の支払を事業主から受けていたことを確認することができる。

また、上記給与支払明細書において、入社半年後の平成10年10月から11年4月までは標準報酬月額20万円、同年5月は26万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月及び同年9月は32万円に基づく厚生年金保険料がそれぞれに該当する月の給与から控除されており、いずれの月もオンライン記録の標準報酬月額9万2,000円よ

り高いことが確認できる。

これらのことから、当該同僚の給与支払明細書により、申立人についても、申立期間における保険料控除額及び総支給額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額9万2,000円より高いことが推認できる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人と業務内容及び勤務形態において同質性の高い上記同僚の標準報酬月額の記録から、20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答は無く、保険料を納付したか否かについて確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における申立期間に係る標準報酬月額は、13万4,000円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、それ以前の13万4,000円から7万2,000円に下げられている。D企業年金基金に問い合わせたところ、標準報酬月額は13万4,000円に変更されていないとのことなので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、昭和48年7月1日の随時改定により、13万4,000円から7万2,000円に減額されている。

しかしながら、D企業年金基金が提出した加入者台帳において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和47年11月10日の異動に伴う資格取得時の標準報酬月額から48年10月の定時決定時まで記録に変更は無く、申立人が主張する13万4,000円と記録されている。

また、D企業年金基金は、「申立期間当時は、社会保険事務所（当時）、厚生年金基金及び健康保険組合への標準報酬月額の算定基礎及び月額変更の届出用紙は、複写式であった。」と回答している。

さらに、B社は、「当時の資料が無く不明であるが、申立人の申立期間における標準報酬月額は13万4,000円であった。」と回答しており、A社C支店における同僚について、申立期間において標準報酬月額が減額されている者は確認できない。これらのことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を7万2,000円とする届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（13万4,000円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月1日から同年10月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額である26万円になっていない。B社が保管する当時の「給与明細票（控）」で支給総額及び保険料控除額の確認ができるので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「給与明細票（控）」により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、「給与明細票（控）」で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和 20 年 12 月 1 日、資格喪失日が 25 年 5 月 1 日とされ、当該期間のうち 20 年 12 月 1 日から 22 年 10 月 20 日までの期間及び 25 年 4 月 24 日から同年 5 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかし、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社D支店における資格喪失日を昭和 22 年 10 月 20 日とし、申立期間①の標準報酬月額を 20 年 12 月から 21 年 3 月までの期間は 90 円、同年 4 月から 22 年 9 月までの期間は 600 円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人のA社本社における資格取得日を昭和 25 年 4 月 24 日とし、申立期間②の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 12 月 1 日から 22 年 10 月 20 日まで
② 昭和 25 年 4 月 24 日から同年 5 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり、B社に相談した。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社から提出のあった職員原簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社D支店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記職員原簿によると、A社D支店から同社C支店への異動は昭和20年10月3日付けと記録されているが、同社の社史において、「昭和20年8月の原爆の被害によりC支店は壊滅した。」旨の記載があること及びB社の担当者も、「社史以外に当時の資料が無く、実際に人事記録どおりにC支店に異動したかどうかは正確には分からない。」旨回答していることから判断すると、申立人は、A社C支店への異動の発令後も一定期間は同社D支店においてC支店の業務を行っていたと推認される。したがって、申立人の同社D支店における資格喪失日に係る記録を同年10月20日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、職員原簿における本給の記録、昭和20年11月及び22年10月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、20年12月から21年3月までの期間は90円、同年4月から22年9月までの期間は600円とすることが妥当である。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び上記職員原簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和25年4月24日にA社C支店から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和25年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得及び資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年12月から17年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該における標準賞与額の記録を、平成15年7月10日は5万8,000円、同年12月10日は5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月1日から20年8月1日まで
② 平成15年7月10日
③ 平成15年12月10日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬月額より低く、申立期間②及び③標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間の一部は同社の事後訂正の届出により記録訂正されたが、年金の給付には反映されない記録となっている。給与明細書及び賞与明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち平成16年12月から17年8月までの期間について、給与明細書により、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂

正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めていることから、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成 14 年 1 月から 16 年 11 月までの期間及び 17 年 9 月から 19 年 8 月までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間①のうち、平成 19 年 9 月から 20 年 7 月までの期間については、オンライン記録によれば当該期間の標準報酬月額は 22 万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 9 月 10 日に 34 万円と訂正されているが、厚生年金保険法第 75 本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となる。

しかしながら、上記給与明細書において確認できる当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②及び③について、賞与明細書により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間②は 5 万 8,000 円、申立期間③は 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を提出しておらず、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を＜申立期間＞（別添一覧表参照）は、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 :	} 別添一覧表参照
基礎年金番号 :	
生 年 月 日 :	
住 所 :	

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出

を行っており、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 11 件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
14439	男		昭和54年生		平成18年8月16日	20万 円
					平成18年12月22日	19万 5,000円
					平成19年8月10日	19万 5,000円
					平成20年8月12日	29万 6,000円
14440	男		昭和55年生		平成18年8月16日	15万 円
					平成18年12月22日	14万 6,000円
					平成19年8月10日	25万 円
					平成20年8月12日	24万 6,000円
14441	男		昭和50年生		平成18年8月16日	5万 円
					平成18年12月22日	9万 7,000円
					平成19年8月10日	25万 円
					平成20年8月12日	19万 7,000円
14442	男		昭和50年生		平成18年8月16日	5万 円
					平成18年12月22日	19万 5,000円
					平成19年8月10日	30万 円
					平成20年8月12日	29万 6,000円
14443	女		昭和29年生		平成18年8月16日	10万 円
					平成18年12月22日	19万 5,000円
					平成19年8月10日	14万 6,000円
					平成20年8月12日	9万 8,000円
14444	男		昭和58年生		平成20年8月12日	14万 8,000円
14445	男		昭和49年生		平成20年8月12日	14万 8,000円
14446	男		昭和54年生		平成20年8月12日	4万 9,000円
14447	男		昭和29年生		平成18年8月16日	15万 円
					平成18年12月22日	19万 5,000円
					平成19年8月10日	5万 円
14448	男		昭和41年生		平成18年8月16日	15万 円
					平成18年12月22日	14万 6,000円
					平成19年8月10日	40万 円
14449	女		昭和47年生		平成18年8月16日	15万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和 62 年 8 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社の事業所立上げのために入社当初から同社で勤務した。しかし、事業が軌道に乗るまでの間は、同社の関連事業所のB社から給与を支給され、また、厚生年金保険等も同社で加入していた。申立期間もA社で継続して勤務し、B社及びA社から給与も引き続き支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の回答から、申立人は申立期間に同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「A社の事業が軌道に乗るまでの間は、同社の関連事業所であるB社から給与を支給されていたが、給与明細書は退職するまでA社名で発行されていたと記憶しており、申立期間も変わることなく給与は支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずだ。」と主張しているところ、B社の元事業主代理人は、i) 関連事業所の従業員給与を同社が肩代わりしていたこと、ii) 給与明細書の事業所名は、関連事業所の名称であったことを認めている。

しかし、オンライン記録によると、申立人はB社において昭和 62 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失し、A社において同年 9 月 1 日に資格を取得しており、申立期間に加入記録が無い。また、申立人と同様の加入記録となっている従業員も二人確認できる。

一方、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 9 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないところ、商業登記簿謄本では、同社は 60 年 10 月 9

日に設立されていることが確認できる上、上記のとおり申立期間の加入記録の無い従業員が申立人を含め3人確認できることから、少なくとも 62 年8月1日以降は適用事業所の要件を満たしていたと判断できる。

このことについてA社の元事業主は、「厚生年金保険に係る詳細については不明だが、親会社であるB社から、A社が独立採算制に移行した時期が、双方の事務手続ミスにより空白の期間となっているのではないか。」と供述している。また、同社が雇用保険の適用事業所となったのは昭和 62 年8月1日であり、申立人及び二人の従業員のB社に係る厚生年金保険の資格喪失日が同年8月1日となっていることから、A社が独立採算制に移行するに当たって、同年8月1日に適用事業所となるべく予定していたものの、事務の手違いにより、同社の適用年月日及び申立人の資格取得日が同年9月1日となったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和 62 年9月のオンライン記録から、41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は申立期間に適用事業所としての要件を満たしているものの、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B区）における資格喪失日に係る記録を昭和 45 年 11 月 1 日に訂正し、同年 10 月の標準報酬月額を 5 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の前後に退職したことは無く、継続勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録は、昭和 44 年 10 月 1 日から平成 14 年 2 月 25 日まで記録され、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社から提出された厚生年金保険料控除証明書によれば、同社は、申立人に対して、申立期間に給与を支給し、厚生年金保険料を控除したとしていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社（B区）に係る事業所別被保険者名簿により、同社は、昭和 45 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、同年 11 月 1 日に再びC区において適用事業所となっていることが確認できることから、同社（B区）が適用事業所でなくなった日を、本来、同年 11 月 1 日として届け出るべきところを、誤って同年 10 月 31 日として届け出たことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 45 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「納付した。」と回答しているが、A社（B区）に係る事業所別被保険者名簿により、同社は昭和 45 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 6 日から 4 年 10 月 1 日まで
A 社 B 事業場に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が、控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されている。
給料明細書を提出するので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録によれば 44 万円となっているが、申立人から提出された給料明細書により、申立人は、申立期間にその主張する 53 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A 社では、「申立期間における届出書が複写式であったか否かについては不明である。」と回答している。一方、同社の企業年金基金は、「社会保険の届出は、A 社が、システムから同時出力した届出書を使用し、社会保険事務所（当時）及び当基金へそれぞれ届け出ていた。」と回答しているところ、当該基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入記録によると、申立期間の標準給与は 53 万円と記録されていることから、同社が申立人の標準報酬月額を 44 万円として誤った届出を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（53 万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和18年10月1日）及び資格取得日（昭和19年6月1日）を取り消すことが必要である。なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月1日から19年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の労働者年金保険の加入記録が無い。被保険者記録が存在する前後の期間と同様、申立期間も同社に正社員として継続して勤務していたので、労働者年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る「在職期間証明書」、「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」及び「人事通知」その他の関連資料、並びに同社に勤務していたとする当時の状況についての申立人による具体的な供述から判断すると、申立人は、昭和16年4月から申立期間を含め、43年5月10日までの期間、同社に継続して勤務していたことが認められ、かつ、申立期間及びその前後の期間において、申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無かったものと認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は、昭和18年10月1日にA社における労働者年金保険の被保険者資格を喪失してから、19年6月1日に同社において資格を再取得するまでの申立期間について、労働者年金保険の被保険者記録が無い。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）では、申立人の申立期間における被保険者記録はA社において継続していることが確認できる上、資格喪失日として「昭和21年6月1日」と記載されているところ、新たに提出のあった申立人に係る旧台帳では、オンライン記録と同様、同社における資格喪失日として「昭和18年10月1日」と記載されており、申立期間が被保険者期間となっていないなど、同一の被保険者について二つの旧台帳が存在し、かつ、その記載内容に相違がみられる。

また、A社に係る「健康保険労働者年金保険被保険者名簿」及び「厚生年金保険被保険者名簿」では、申立人の資格喪失日として「昭和18年10月1日」と記載され、備考欄に「昇格」と記載されている。しかし、これらの被保険者名簿において、申立人と同様、資格喪失日の記載のほかにその原因として備考欄又は資格喪失原因欄に「昇格」と記載されているにもかかわらず、オンライン記録では、資格喪失日以降の申立期間が被保険者期間となっていない申立人の場合と異なり、資格喪失日以降も同社において被保険者記録が継続している従業員が、少なくとも5人確認できる。

さらに、日本年金機構では、申立人の申立期間における被保険者記録の継続性の有無について、確認できる資料が無いため不明である旨回答している。

これらのことから、社会保険事務所（当時）において、申立人の年金記録の管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者記録が存在する前後の期間と同様、昭和18年10月1日から19年6月1日までの申立期間についてもA社において労働者年金保険被保険者であったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和18年9月の社会保険事務所の記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和51年1月26日、資格喪失日は52年10月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年1月から52年7月までの期間は18万円、同年8月及び同年9月は20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月26日から52年10月26日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も引き続き同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社における当時の複数の従業員による供述等から判断すると、申立人は、昭和51年頃に同社本社から同社B支店に異動し、52年10月25日まで同社同支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立期間について、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できないが、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「原票」という。）を調査したところ、申立人と同一の氏名で、被保険者期間も申立期間とほぼ一致している、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（昭和51年1月26日資格取得、52年11月1日資格喪失）が確認できる。

さらに、上記申立人と同一氏名の原票において確認できる3人の被扶養者の氏名及び被保険者との続柄等に係る記載内容は、申立人に係る改製原戸籍謄本等において確認できる戸籍内各人の氏名及び申立人との続柄等と一致している。

加えて、上記申立人と同一氏名の原票において確認できる厚生年金保険記号番号は、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において確認できる申立人の基礎年金番号と相違しているところ、オンライン記録では、当該原票上の記号番号が付されている、申立人とは別人の被保険者が確認できる。そして、当該別人

は、オンライン記録では、同社B支店における厚生年金保険の加入記録が無い。

これらのことから、上記A社B支店に係る原票の記録は、申立人の被保険者記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は社会保険事務所（当時）に対して、上記原票の記録どおりに申立人の被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行ったことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和51年1月26日、資格喪失日を52年10月26日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合の原票の記録から、昭和51年1月から52年7月までの期間は18万円、同年8月及び同年9月は20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年5月1日から同年6月14日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を同年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年6月14日にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、昭和21年5月の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月15日から21年10月10日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中に国外において軍務に服した期間もあったが、被保険者記録が存在する前後の期間と同様、申立期間も同社に継続して在籍又は勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿、同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録（以下併せて「オンライン記録等」という。）では、申立人は、昭和20年4月15日に同社本社における被保険者資格を喪失してから、21年10月10日に同社C工場において資格を取得するまで、厚生年金保険の加入記録が無い。

また、オンライン記録等では、A社本社は、昭和20年4月15日から21年5月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、地方公共団体から提出のあった申立人に係る軍歴確認書により、昭和15年12月1日から21年6月14日までの期間について、申立人が陸軍に召集されていたことが確認できる。

また、上記召集期間のうち、昭和17年6月1日から20年4月15日までの期間については、オンライン記録等では、申立人は、A社本社において労働者年金保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、上記召集期間中の申立人の資格喪失日（昭和20年4月15日）については、

戦災によりA社本社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったことに伴うものであることがオンライン記録等から確認できる。

加えて、召集期間中に事業所退職の意思表示を行うことが困難であった当時の事情を踏まえると、申立人が陸軍に召集されていた期間については、申立人は、事業主との雇用関係が継続していたと考えるのが相当である。

また、オンライン記録等によれば、A社本社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和20年4月15日）に、同社本社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している従業員のうち、多数の従業員が、同社本社が再び厚生年金保険の適用事業所となった時期に、同社本社において資格を再取得していることから、申立人についても、被保険者としての資格を有していたものと認められる。

さらに、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間は、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定により、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した期間であっても、A社本社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間（昭和20年4月15日から21年5月1日までの期間）を除き、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社本社における厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和21年5月1日、資格喪失日を同年6月14日とすることが妥当である。

また、昭和21年5月の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和20年4月15日から21年5月1日までの期間については、上記のとおり、A社本社が厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社では、申立期間当時の資料を保存していないため、申立人のA社における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

さらに、申立期間のうち、昭和21年6月14日から同年10月10日までの期間については、オンライン記録等から、申立人と同時期の同年10月にA社C工場において被保険者資格を取得していることが確認できる従業員は、「申立人は昭和21年秋頃からC工場に勤務していたと記憶している。」旨供述しており、申立人も同様の供述を行っている。このため、申立人の当該期間における勤務の実態について確認することができない。

このほか、申立期間のうち、昭和20年4月15日から21年5月1日まで及び同年6月14日から同年10月10日までの各期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年7月1日から12年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を、11年7月は20万円、同年8月から12年6月までの期間は47万円、同年7月から同年9月までの期間は14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から13月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年7月から12年3月までの期間については、オンライン記録において、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、11年7月は20万円、同年8月から12年3月までの期間は47万円と記録されていたところ、申立人を含む二人について、同年4月6日付けで、一旦記録された11年8月の標準報酬月額の随時改定が取り消された上で、同年7月に遡って標準報酬月額の記録が減額訂正されており、申立人の場合、同年7月から12年3月までの期間について14万2,000円へと減額訂正されている。そして、当該減額処理の結果、同年4月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額も引き続き14万2,000円と記録されている。

また、申立期間のうち、平成12年7月から同年9月までの期間については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初14万2,000円と記録されていたところ、申立人を含む二人について、13年3月28日付けで、一旦記録された12年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消された上で、同年7月に遡って標準報酬月額の記録が減額訂正されており、申立人の場合、同年7月から同年9月までの期間について11万8,000円へと減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本等により、申立人は、申立期間当時、取締役であ

ったことが確認できるが、同社の当時の従業員は、「申立人は商品企画等を担当しており、社会保険関係の届出等に関する決定権限を有していなかった。」旨供述しており、同社の当時の代表取締役も同様の供述を行っている。

加えて、上記代表取締役は、「平成6年頃より、当社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」旨供述している。

また、上記代表取締役は、上記複数回の標準報酬月額の減額処理が行われた当時、社会保険事務所からの呼出しに応じて同事務所に出向き、標準報酬月額を減額して会社の滞納保険料に充当する必要がある旨の同事務所担当職員の指導を受け入れ、これに基づき、代表取締役としての責任を取り、同事務所に対して申立人等の標準報酬月額の減額に係る届出を行ったことを認めている。

これらのことから、申立人は、標準報酬月額の減額に係る届出等の社会保険事務について、実質的な権限を有しておらず、上記複数回の標準報酬月額の減額処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成12年4月6日及び13年3月28日に行われた標準報酬月額の減額処理は事実即したものととは考え難く、申立人について11年7月及び12年7月に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立期間のうち、11年7月から12年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、11年7月は20万円、同年8月から12年6月までの期間は47万円、同年7月から同年9月までの期間は14万2,000円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年11月から11年6月まで及び12年10月から13年2月までの各期間については、オンライン記録によると、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、6年11月から11年6月までの期間は20万円、12年10月から13年2月までの期間は11万8,000円とされており、申立人の6年11月の標準報酬月額の時改定並びに7年10月、8年10月、9年10月、10年10月及び12年10月の標準報酬月額の時決定に係る記録は、7年3月17日、同年9月18日、8年8月30日、9年9月1日、10年9月1日及び12年8月31日にそれぞれ処理されていることが確認でき、訂正の記録も無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、上記代表取締役は、「申立人の保険料控除について明確に記憶しておらず、確認できる資料も保管していない。」旨供述しており、申立人も、「申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保管していない。」旨供述しているため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立期間のうち、平成6年11月から11年6月まで及び12年10月から13年2月までの各期間については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成18年5月20日から19年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（平成18年5月20日）及び資格取得日（平成19年3月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を、18年5月及び同年6月は36万円、同年7月及び同年8月は50万円、同年9月から19年2月までの期間は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成18年7月4日及び同年12月4日に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、同年7月4日は101万円、同年12月4日は114万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月20日から19年3月1日まで
② 平成18年7月4日
③ 平成18年12月4日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①ないし③については、オンライン記録では、当初、育児休業期間中の厚生年金保険料免除期間となっていたが、実際は、育児休業を取得せずに同社に勤務しており、厚生年金保険料は給与及び賞与から控除されてい

た。その後、同社は、社会保険事務所（当時）に対して、育児休業取得者申出の取消届を提出したが、当該届出を行ったのは、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後であった。その結果、申立期間は保険料免除期間でなくなったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出のあった申立人の当該期間に係る「給与支給明細」その他の給与関係資料並びに「月度勤務実績表」及び「在籍期間証明書」により、申立人が当該期間に同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、上記「給与支給明細」等において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成18年5月及び同年6月は36万円、同年7月及び同年8月は50万円、同年9月から19年2月までの期間は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立期間①に係る届出を誤ったことを認めており、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②及び③については、A社から提出のあった申立人の当該期間に係る「賞与支給明細」により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③に係る標準賞与額については、上記「賞与支給明細」において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間②は101万円、申立期間③は114万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和23年7月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月23日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に事業所間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和23年7月23日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和23年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したものと考えているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和24年4月1日、資格喪失日に係る記録を25年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24年4月は2,400円、25年8月は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和25年8月18日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和24年4月1日に入社し、また、申立期間②に異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった社員台帳により、申立人がA社本店に昭和24年4月1日に入社し、申立期間①及び②も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、上記社員台帳によると、申立人は昭和25年8月17日にA社本店から同社C支店に異動したことが確認できる。しかし、オンライン記録によると、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年9月1日と記録されており、申立期間②は、適用事業所となっていない。

このことについて、B社は、同社においては、入社時から社会保険に加入させており、申立人については、昭和24年4月も給与から厚生年金保険料を控除していたはずであり、また、新設支店が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、異動前に在籍していた各支店において、厚生年金保険に加入させていたはずである旨供述している。

また、オンライン記録によると、A社C支店において昭和25年9月1日に厚生年金

保険の被保険者資格を取得した複数の従業員は、異動前の支店で同日に資格を喪失しており、被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社本店において、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和 24 年 5 月及び 25 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から、24 年 4 月は 2,400 円、25 年 8 月は 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年2月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、55年10月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から47年6月までは3万9,000円、同年7月から同年9月までは4万5,000円、同年10月から48年1月までは4万8,000円、同年2月から同年9月までは5万6,000円、同年10月から49年1月までは6万円、同年2月から同年6月までは6万8,000円、同年7月から50年1月までは8万円、同年2月から同年9月までは11万円、同年10月から51年1月までは11万8,000円、同年2月から52年6月までは13万4,000円、同年7月から53年9月までは15万円、同年10月から54年9月までは16万円、同年10月から55年9月までは18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月26日から55年10月21日まで

A法人に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、A法人に勤務したとする期間の一部（昭和46年2月26日から53年10月1日までの期間）について厚生年金保険被保険者原票で確認できるものの、昭和53年10月の定時決定の記録以降、標準報酬月額及び喪失日についての記録が確認できず、申立人の基礎年金番号に統合されていない年金記録とされている。

しかしながら、雇用保険の記録から、申立人は、昭和46年2月26日から55年10月20日までの期間において、A法人に勤務していたことが確認できる。

また、申立人のA法人における厚生年金保険の被保険者資格の取得日については、申立人の旧姓で作成された厚生年金保険被保険者原票において、昭和46年2月26日と記

載されていることが確認できる。

さらに、申立人のA法人における被保険者資格の喪失日は、同法人が保管する、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、昭和 55 年 10 月 21 日であることが確認できることから、社会保険事務所における年金記録の管理が適切ではなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 46 年 2 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、55 年 10 月 21 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 46 年 2 月から 54 年 9 月までの標準報酬月額は、申立人のA法人における厚生年金保険被保険者原票の記録から、46 年 2 月から同年 9 月までは 3 万 6,000 円、同年 10 月から 47 年 6 月までは 3 万 9,000 円、同年 7 月から同年 9 月までは 4 万 5,000 円、同年 10 月から 48 年 1 月までは 4 万 8,000 円、同年 2 月から同年 9 月までは 5 万 6,000 円、同年 10 月から 49 年 1 月までは 6 万円、同年 2 月から同年 6 月までは 6 万 8,000 円、同年 7 月から 50 年 1 月までは 8 万円、同年 2 月から同年 9 月までは 11 万円、同年 10 月から 51 年 1 月までは 11 万 8,000 円、同年 2 月から 52 年 6 月までは 13 万 4,000 円、同年 7 月から 53 年 9 月までは 15 万円、同年 10 月から 54 年 9 月までは 16 万円に、また、同年 10 月から 55 年 9 月までの標準報酬月額については、上記資格喪失確認通知書の記録から、18 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年3月15日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における資格喪失日は、40年5月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年3月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から38年9月までは1万6,000円、同年10月から39年9月までは1万8,000円、同年10月から40年4月までは2万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月15日から40年5月30日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社から提出された「辞令簿」及び同社の回答から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和37年3月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39年10月までの期間における標準報酬月額の改定記録が確認できるものの、資格喪失日に係る記録が無いことが確認できる。

これについて、年金事務所は、「当時の届出書類を保管していないため、上記事業所別被保険者名簿において、申立人に係る資格喪失日が記載されていない理由等は不明。」と回答しており、社会保険事務所における申立人の年金記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の離職日は、昭和40年5月29日であることが確認でき、申立人がA社と一緒に退職したと主張する当時の上司の厚生年金保険の資格喪失日(昭和40年5月30日)と符合していることから、申立人の資格喪失日は、同年5月30日であると推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 37 年 3 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められ、かつ、申立人の A 社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、40 年 5 月 30 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における事業所別被保険者名簿の記録から、昭和 37 年 3 月から同年 9 月までは 1 万 4,000 円、同年 10 月から 38 年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 39 年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 40 年 4 月までは 2 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 55 年 9 月 1 日にA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 55 年 9 月 1 日に同社のB事業所から本社に異動した。同社が保管していた資料を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し、昭和 55 年 9 月 1 日に同社B事業所から同社本社に異動したことが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和 55 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失しているが、同日付けで標準報酬月額を 18 万円に改定した記録が確認できる。

さらに、A社が保管する同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、社会保険事務所の受付印が押され、申立人の同社同事業所における資格喪失日は昭和 55 年 9 月 1 日、標準報酬月額は 18 万円と届出されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 55 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記資格喪失確認通知書及び厚生年金保険被保険者原票における昭和 55 年 8 月 1 日の随時改定の記録から、18 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和30年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から同年6月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、同社において、本社からC支店へ異動した時期であったが、辞めることなく一貫して勤務しており、1か月の厚生年金保険の加入期間が欠落している理由が不明であるため、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された人事台帳、社員一覧表及び社員住所録等から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和30年5月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和30年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立人の資格取得日に係る届出を誤って提出し、申立期間の保険料を納付していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月26日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社院で勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、同社においてアルバイトから正社員になった時期であったが、給与明細書のとおり厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書（平成元年4月分から同年9月分まで）及び現在の事業主の供述から、申立人が、A社に平成元年3月26日から勤務していたことが認められる。

一方、当該事業主は、「当時の給与は現在と同じく25日締め、30日払いであり、前月の26日から当月の25日までが計算の対象となる。」旨回答していることから、申立人は申立期間のうち、平成元年3月26日から同年5月1日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書における報酬額及び保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業主は不明としているが、厚生年金保険における資格取得日が雇用保険における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当

時)の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が平成元年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月及び同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち昭和21年2月1日から22年9月1日までの期間に係るA社B支店における資格喪失日は、同年9月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年2月及び同年3月は170円、同年4月から22年8月までは600円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間のうち昭和22年9月1日から23年7月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における上記訂正後の資格喪失日（昭和22年9月1日）及び同社C支店における資格取得日に係る記録を23年6月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月1日から23年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和21年2月1日から22年9月1日までの期間については、A社から提出のあった人事記録から、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、21年2月1日に資格を喪失していることが確認

できるところ、当該名簿上の申立人を含む複数名の備考欄に「**郵**」の表示が確認できることから、申立人は団体郵便年金に加入していたことが認められる。

さらに、年金事務センターから提出のあった「団体郵便年金制度と厚生年金保険法との関係について」の資料によると、団体郵便年金加入者について、労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金の厚生年金保険法への移管」、「団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険法の適用除外」及び「適用除外者に対する被保険者期間の加算」という三つの調整が行われている上、厚生年金保険被保険者台帳等に団体郵便年金加入の表示がある場合は、昭和 22 年 9 月 1 日を限度として資格喪失年月日を定め、厚生年金保険の被保険者期間と認めることが記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における資格喪失日は、上記資料により有効とされる昭和 22 年 9 月 1 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 21 年 2 月及び同年 3 月は 170 円、同年 4 月から 22 年 8 月までは 600 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 22 年 9 月 1 日から 23 年 7 月 1 日までの期間については、A社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同年 6 月 16 日に同社B支店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同社B支店における上記訂正後の被保険者資格喪失日（昭和 22 年 9 月 1 日）及び同社C支店における資格取得日を 23 年 6 月 16 日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記訂正後の昭和 22 年 8 月の標準報酬月額の記録及びA社C支店における 23 年 7 月の社会保険事務所の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から3年12月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、営業担当として勤務しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年1月16日より後の同年3月2日付けで2年2月から同年9月までは53万円が8万円に、また、4年3月4日付けで2年10月から3年11月までは53万円が8万円に、それぞれ遡って訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の元代表者は、「バブル経済崩壊後、平成3年から4年にかけて当社は経営状況が厳しく厚生年金保険料の滞納があり、従業員の標準報酬月額を減額して滞納保険料に充てることとした。」旨供述している上、同社の元代表者及び複数の元従業員は、「申立人は、営業担当として厚生年金保険関係事務には無関係な立場であった。」旨供述していることから、申立人が標準報酬月額の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 27 年 5 月 30 日から 28 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A 社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和 27 年 5 月 30 日）及び資格取得日（昭和 28 年 6 月 1 日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 27 年 5 月 30 日から 28 年 6 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 25 年 4 月 1 日から 30 年 11 月 30 日まで継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、オンライン記録によると、A 社において、昭和 25 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27 年 5 月 30 日に資格を喪失後、28 年 6 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、27 年 5 月 30 日から 28 年 6 月 1 日までの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A 社の元同僚の「申立人は、昭和 25 年 4 月に入社し、会社が倒産した 30 年 11 月まで勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人は、申立期間②において同社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、A 社の元同僚は、「申立人は、私と同じ集金業務を担当しており、在籍期間中に勤務形態や業務内容に変更は無かった。」旨供述しており、当該同僚も申立期間②において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申

立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当該期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 5 月から 28 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、A 社の元同僚による「申立人は、昭和 25 年 4 月に入社した。」旨の供述から判断すると、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 25 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、同社の元同僚は、「適用事業所になる前に厚生年金保険料は給与から控除されなかった。」旨供述しているなど、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「申立期間①において A 社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和 50 年 2 月 20 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 9 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 20 日から同年 3 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社から提出のあった賃金台帳、人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和 50 年 2 月 20 日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、A社本社から提出のあった昭和 50 年 3 月の賃金台帳から、9 万 8,000 円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていること、また、報酬月額に見合う標準報酬月額が 9 万 2,000 円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 50 年

3月の賃金台帳の報酬月額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成2年2月及び同年3月は38万円、同年4月から3年9月までは44万円、同年10月及び同年11月は47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から3年12月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、宅地建物取引担当であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年1月16日より後の同年3月2日付けで、2年2月及び同年3月は38万円が8万円に、同年4月から同年9月までは44万円が8万円に、また、4年3月4日付けで、2年10月から3年9月までは44万円が8万円に、同年10月及び同年11月は47万円が8万円に、それぞれ遡って訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の元代表者は、「バブル経済崩壊後、平成3年から4年にかけて当社は経営状況が厳しく厚生年金保険料の滞納があり、従業員の標準報酬月額を減額して滞納保険料に充てることとした。」旨供述している上、同社の元代表者及び複数の元従業員は、「申立人は、宅地建物取引主任者として厚生年金保険関係事務には無関係な立場であった。」旨供述していることから、申立人が標準報酬月額の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け

出たとおり、平成2年2月及び同年3月は38万円、同年4月から3年9月までは44万円、同年10月及び同年11月は47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年12月1日から4年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年10月1日から5年5月21日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を4年10月から同年12月までは47万円、5年1月から同年4月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年5月21日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年12月から4年2月までの期間において47万円と記録されていたところ、同年3月3日付けで、3年12月に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認でき、申立人以外の従業員6人も同様の処理がされているほか、別の従業員4人は、資格取得時に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成4年1月分から同年3月分までの給与明細書によると、引き下げられる前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社から提出された平成3年5月1日から4年4月30日までの期間に係る決算報告書から、同社は赤字になっていることが確認できる上、当時の事業主は、経営状況が苦しい時期であり、保険料納付について社会保険事務所と相談した記憶があると供述していることを踏まえると、厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成4年3月3日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即しとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、3年12月から4年2月までの標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、また、同年3月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額も有効な記録訂正とは認められない当該遡及訂正処理の結果として記録されていると考えるのが適当であることから、3年12月から4年9月までの期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った以降の最初の定時決定（平成4年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理と直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、申立期間のうち、平成4年10月から5年4月までの期間について、申立人から提出された給与明細書によると、47万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額から、平成4年10月から同年12月までは47万円、5年1月から同年4月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、当該保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から 4 年 5 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 12 月から 4 年 2 月までの期間において、22 万円と記録されていたところ、同年 3 月 3 日付けで、3 年 12 月に遡って 8 万円に引き下げられていることが確認でき、申立人以外の従業員 6 人も同様の処理がされているほか、別の従業員 4 人は、資格取得時に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、上記の平成 4 年 3 月 3 日付けで、3 年 12 月に遡って標準報酬月額が引き下げられている従業員のうちの一人から提出された給与明細書によると、引き下げられる前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A 社から提出された平成 3 年 5 月 1 日から 4 年 4 月 30 日までの期間に係る決算報告書から、同社は赤字になっていることが確認できる上、当時の事業主は、経営状況が苦しい時期であり、保険料納付について社会保険事務所と相談した記憶があると供述していることを踏まえると、厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成 4 年 3 月 3 日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実には即したものと考えるが、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、3 年 12 月から 4 年 2 月までの標準報酬月額の有効な記録訂正があったとは認められず、また、同年 3 月及び同年 4 月の標準報酬月額も有効な

記録訂正とは認められない当該遡及訂正処理の結果として記録されていると考えるのが適当であることから、3年12月から4年4月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 43 年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社（A社の親会社）から提出された社内歴調査票及びA社の人事記録に関する資料から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和 43 年6月1日に同社から同社の関連会社であるC社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 43 年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、申立期間①は年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録（29 万円）とされており、申立期間②は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を 58 万円とすることが必要である。

また、申立期間③から⑤までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 13 日は 61 万円、同年 12 月 14 日は 59 万円、17 年 7 月 20 日は 51 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日
② 平成 15 年 12 月 11 日
③ 平成 16 年 7 月 13 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日

A 社（後に、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間①、③及び⑤は標準賞与額が相違し、申立期間②及び④は標準賞与額の記録が無い。各申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間に A 社から賞与の

支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 15 年 7 月 23 日及び同年 12 月 11 日は 58 万円、16 年 7 月 13 日は 61 万円、同年 12 月 14 日は 59 万円、17 年 7 月 20 日は 51 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を紛失したため、不明としているが、申立期間に A 社は厚生年金基金及び健康保険組合に加入しているところ、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）が、いずれも申立期間に係る標準賞与額の記録を誤ったとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所に対して、給与支給明細書における保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について、納付の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 58 年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

B社（現在は、C社及びD社に分割）から同社のグループ会社であるA社に出向した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 56 年4月にB社に入社し、出向した期間はあるが申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社が保管する申立人の発令詳細情報及び発令情報一覧、D社及びB社のグループ会社であるE社の各担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間にA社及びE社に継続して勤務し（昭和 58 年4月1日にA社からE社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 58 年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に清算終了している上、申立期間当時の代表者二人のうち一人は死亡、残る一人は所在不明のため、これを確認することができないが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和 58 年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付され

るべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 48 年 8 月までの期間、49 年 4 月から 52 年 3 月までの期間、52 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 53 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 48 年 8 月まで
② 昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月まで
③ 昭和 52 年 7 月から同年 12 月まで
④ 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 50 年 8 月に、申立人の保険料を納付していたとする夫の手帳記号番号はほぼ同時期の 50 年 9 月に払い出されており、当該払出時期からみて、当該期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第 2 回特例納付及び過年度納付により納付する以外にないが、申立人は夫から特例納付について聞いたことがあるかどうか記憶していないと説明していること、申立期間②、③及び④については、上記の手帳記号番号払出後、夫婦が保険料の納付を開始した昭和 48 年 9 月以降、夫が厚生年金保険に加入する前の平成 3 年 3 月まで、夫婦の保険料の納付済期間及び未納期間は、申立期間③及び④に挟まれた期間について申立人が納付済み、夫が未納となっていることを除けば、全て一致しており、夫も申立期間②、③及び④の保険料が未納であることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私の姉は、国民年金制度が始まったときに、区役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。私は働いていたので、国民年金保険料は姉に依頼し、姉が集金人を通じて納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料を納付していたとする姉から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

また、申立人は国民年金制度発足時に姉が国民年金の加入手続きを行ってくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和38年1月頃に払い出されていること、申立人は、申立期間の保険料を集金人を通じて納付したと説明しているが、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度保険料となり、申立人が当時居住していた区では、集金人が過年度保険料の収納を取り扱っていなかったこと、申立人の姉は、36年12月に国民年金に任意加入しているが、申立期間は国民年金の未加入期間及び保険料の未納期間となっていることなど、申立人の姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付は、夫及び夫の経営する会社の経理担当者が行ってくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫及び夫の経営する会社の経理担当者が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫及び会社の経理担当者から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間直前までに厚生年金保険に 20 年間加入しており、申立期間は国民年金の任意加入適用期間となるが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 61 年 7 月頃に払い出され、申立人が所持している年金手帳には、初めて被保険者となった日が 61 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人の夫についても、申立期間のうち昭和 53 年 4 月以降の保険料は未納であることなど、申立人の夫及び会社の経理担当者が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 48 年 3 月まで
私は、会社を退職した後、20 歳になったので国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付時期及び納付額等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、20 歳時に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 53 年 6 月 15 日に払い出されていること、申立人が所持している、国民年金手帳の記号番号のみ印字された年金手帳及び国民年金手帳の記号番号と厚生年金保険の記号番号とが印字された年金手帳の 2 冊の手帳の国民年金記録欄には、最初の資格取得日は 53 年 1 月 1 日と記載されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 5 月頃に市役所支所の窓口で国民年金の加入手続をするとともに、47 年 4 月から 49 年 3 月までの過去 2 年分と、昭和 49 年度 1 年分の国民年金保険料を納付した。その後も保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 49 年 5 月頃に市役所支所の窓口で国民年金に加入したと説明しているが、申立人が加入時に交付されたとする年金手帳は 49 年 11 月以降に発行された書式の手帳であるほか、加入手続時に納付したと主張する過年度保険料 2 年分と現年度保険料 1 年分の納付額は、当時の保険料額と大きく相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 58 年 5 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は年金手帳の「初めて被保険者となった日」が 47 年 4 月 1 日と記載されていることをもって、保険料を納付していたものと主張しているが、当該事項は国民年金の被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続や保険料を納付した時点を示すものではないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9790

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から46年3月まで

私は、母が国民年金保険料を納付してくれていたことをはっきり記憶してはいないが、奨学金を私の就職後に黙って返済してくれた子供思いの母だったので、私が大学生だった申立期間の保険料を納付していなかったはずはない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親から申立期間の国民年金手帳を受け取った記憶が無く、申立期間当時、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いこと、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、母親は申立期間よりも後の昭和48年10月以降に加入して45年6月から50年5月までの再開5年年金の保険料を納付していることから、申立期間当時は国民年金に未加入であったことなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月から 42 年 3 月まで
私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳のときに勤務していた会社が行い、申立期間の国民年金保険料も会社が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金の加入手続は会社が行い、申立期間の国民年金保険料も会社が納付していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和 42 年 5 月に払い出されていることが推認できることから、申立期間に係る保険料は当該払出しの時点で過年度納付となるが、申立人が勤務していた会社が、現年度保険料とは別の申立人の申立期間の保険料をあえて過年度納付したとは考え難く、申立人も「会社が過年度納付したか否かは分からない。」と述べている。

加えて、申立人の勤務していた会社が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無い。その上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人が勤務し、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする会社は、現在、その存在を確認できず、申立人は、当時の同僚の名前等も覚えていないとしていることから、当時の加入手続及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の勤務していた会社が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月まで
② 昭和 37 年 11 月から 44 年 3 月まで

私の母は、国民年金制度発足時にA町役場の職員に勧められ、私の国民年金の加入
手続を行い、申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私
が昭和 40 年頃にB区に異動した後も、母が保険料を納付してくれていた。申立期間
の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、B区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、
申立期間の②の終期の昭和 44 年 3 月 4 日に払い出されていることが確認でき、また、
当該払出しの時点より前に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかが
わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、
申立人の申立期間の①及び②の保険料を納付していたとする母は既に死亡していること
から、申立人の申立期間の①及び②当時の納付状況等について確認することができない。

加えて、申立人の母が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、
確定申告書等の関連資料は無い。

なお、当該払出しの時点においては、申立期間の①及び申立期間の②のうちの一部の
期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

このほか、申立人の母が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことをうかがわ
せる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する
と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること
はできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月から 50 年 7 月まで
② 昭和 51 年 4 月から同年 9 月まで

私は、会社を退職してすぐだと思うが、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人には平成 9 年 1 月に基礎年金番号が付番されていることが確認できるものの、申立期間の①及び②当時に国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。その上、申立人の所持する年金手帳には国民年金の手帳記号番号の記載が無く、申立人は、「現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無い。」と述べており、申立期間の①及び②当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間の①及び②は、平成 15 年 2 月に行われた国民年金の資格記録の追加変更により国民年金の加入期間とされた期間であることが確認でき、当該追加変更前までは、国民年金に加入していなかった期間であり、制度上、当該期間は、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の付加保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から平成4年4月まで
私は、平成4年頃、区役所職員から、「プラス400円支払えば最高額の年金が出ます。」と言われ、申立期間の付加保険料として約16万円を一括納付した。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成4年頃に、今まで国民年金保険料を納めた期間の全ての期間の付加保険料として16万円を一括納付した。」と主張している。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から45年9月までの期間は、付加保険料制度が開始される前の期間であり、付加保険料を納付することはできない。

また、付加保険料は、定額保険料を納付した月に限り、その月分の保険料を翌月末日までに納付することとされており、申立人が述べるように遡って納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の付加保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 47 年 11 月から 48 年 4 月まで

私は、20 歳になって間もなくの昭和 44 年*月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。申立期間の①の保険料が未納とされていることに納得できない。

また、私は、婚姻後に就職した病院を退職した昭和 47 年 11 月に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付してきた。申立期間の②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、申立人は、「20 歳になって間もなくの昭和 44 年*月に国民年金に加入した。」と主張しているが、申立人の国民年金の手帳記号番号は、46 年 6 月に払い出されており、当該払出時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の②について、オンライン記録によれば、申立期間の②直前の昭和 47 年 6 月から同年 10 月までの期間の厚生年金保険の記録は、平成 21 年 4 月に追加変更されていることが確認でき、申立期間の②は、当該追加変更前において国民年金に加入していなかった期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の①及び②の保険料の納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 37 年 2 月に団体を退職後、区役所で国民年金の加入手続を行い、そのときから近所の郵便局で国民年金保険料を定期的に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 37 年 2 月に団体を退職後、区役所で国民年金の加入手続を行い、そのときから近所の郵便局で国民年金保険料を定期的に納付してきた。」と述べている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 41 年 6 月から 8 月頃に払い出されていることが推認でき、夫婦連番で払い出されていることが確認でき、また、申立人は、「ほかの手帳を見た記憶が無い。」と述べていることから、当該手帳記号番号払出し前に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、昭和 37 年 2 月から 39 年 3 月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、また、39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間は、保険料の過年度納付が可能な期間であるものの、申立人は、当該期間の保険料を納付した記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの期間及び50年10月から53年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年6月まで
② 昭和50年10月から53年6月まで

私は、会社を退職する都度、国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間①の保険料の納付時期、場所、納付方法及び納付額並びに申立期間②の保険料の納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間②より後の昭和55年9月に払い出されており、オンライン記録によると、当該払出時点で遡って納付することが可能な申立期間直後の53年7月から55年3月までの保険料を納付していることは確認できるものの、当該払出時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年6月まで

私の祖父又は母は、私が20歳のときに私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、国民年金保険料については、祖父が私の分を含め家族の保険料を用意し、母が家族の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行ってくれた可能性があり、保険料を用意してくれていたとする申立人の祖父に当時の状況を聴取することができない上、加入手続きを行ってくれた可能性があり、保険料を納付していたとする母親は、加入手続きの状況、保険料の納付場所、納付期間、納付回数及び納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の平成元年3月から同年4月の間に払い出されており、申立人のオンライン記録によると、申立期間直後の昭和62年7月から平成元年3月までの保険料を同年9月18日に一括納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間は、時効により、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、会社を退職し、昭和52年4月に妻と一緒に国民年金に加入し、その際、退職金から夫婦二人の1年分の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和52年4月に当時居住していた市役所の新庁舎で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料をまとめて納付したと説明するが、同市新庁舎の完成及び当該庁舎での業務開始は、同年10月から11月の間であり、同年4月時点で同市新庁舎において国民年金の加入手続及び保険料の納付を行うことはできなかった。

また、申立人の妻も、保険料を1年分まとめて納付すれば安くなると聞いて、夫婦二人分の保険料をまとめて納付したと説明しているが、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された昭和53年7月時点からは、申立期間の保険料は過年度保険料となり、当該市役所では、市役所及び市役所内の金融機関において過年度保険料の収納は取り扱っていなかったと説明している上、過年度保険料を納付する場合に保険料額の割引は無いこと、申立人が一緒に保険料を納付したとする妻も申立期間の保険料が未納であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から52年2月まで

私は、20歳の誕生日を迎えるに当たり、父から国民年金に加入するように勧められたので、母に同行してもらって加入手続を行い、就職するまで自分で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、納付金額、納付頻度、納付書及び年金手帳の色等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の昭和54年3月に払い出されている上、オンライン記録によると、申立期間に係る昭和50年7月28日の資格取得及び52年3月18日の資格喪失の記録は、平成8年1月31日に記録追加されており、当該記録追加が行われるまで申立期間は未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間であり、当該記録追加時点では、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 44 年 3 月まで
私の母は、昭和 41 年 1 月に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間のうち昭和 43 年度の領収証書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和 43 年度の保険料を納付した証拠として、当該年度の国庫金の領収証書等を提出しているが、当該領収証書等は、領収証書のほか、保険料を収納した側が受領する領収控及び領収済通知を含む 3 枚綴りの全てであり、これに領収印は押されていないことから、未使用であったものと考えられる上、このほか母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 44 年 3 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間のうち、国民年金に加入したとする 41 年 1 月から 43 年 3 月まで大学生であったと説明するが、当時同居していたとする申立人の弟も大学生であったとする 45 年 3 月まで国民年金に未加入であるなど、母親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9811 (事案 1319 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 37 年 4 月から 45 年 8 月まで

私は、申立期間の②の国民年金保険料を納付していた。また、私の母は、申立期間の①の保険料を納付してくれていた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の②に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、i) 申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は保険料を金融機関において納付書で納付していたとするが、当該期間当時に申立人が居住していた区は、昭和 45 年 6 月まで印紙検認方式による納付方法であり、申立人にその記憶が無い上、申立人の夫も当該期間の自身の保険料に未納が多く見られるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見られず、ii) さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 46 年 4 月以降の時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付出来ない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知を行っているところである。

今回、申立期間の②については、申立人から新たな資料の提出等はなく、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

2 申立人は前回の申立期間であった申立期間の②に加えて、申立期間の①についても申立てを行っているが、当該期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付したとする申立人の母は、既に死亡しているため、当時の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の①の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、「私は、母にお金を渡し、母は、納付書により金融機関で保険料を納付してくれていた。」と述べているが、申立人が当該期間当時居住していたとする区は、昭和 45 年 3 月まで印紙検認方式による納付方法である上、申立人は、母に納付してもらったとする保険料の金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月から 44 年 3 月まで

私は、会社を退職後、しばらくたった昭和 44 年の春頃に、A市役所で、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 44 年の春頃に、A市役所で、国民年金の加入手続を行い申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和 45 年 2 月頃に払い出されたことが推認できる上、申立期間当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間後の昭和 44 年度の保険料は、45 年 3 月 12 日に納付されていることが確認できる。これらのことから、当該払出し及び当該保険料の納付時点において、申立期間の保険料は、過年度納付となるため、A市役所で納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 4 月まで

私の妻は、私が勤めていた会社が倒産した昭和 62 年 12 月に、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間に係る国民年金保険料を納付していた。少なくとも、妻が妻自身の保険料を納付している期間は、私の保険料も納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和 44 年 12 月頃に払い出されていることが推認できるが、申立期間は、平成 8 年 4 月 17 日の記録追加により、国民年金の加入期間として整備されており、当該記録追加の以前は、国民年金に加入していない期間とされているため、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人の妻の申立期間については、平成 2 年 5 月 23 日の記録追加により、国民年金の加入期間として整備されていることが確認できる上、申立人が提出した申立人の妻の申立期間に係る領収証書によれば、申立人の妻の当該期間に係る保険料は、当該記録追加の後の同年 7 月 23 日付けで、時効直前に過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の妻は、「申立人が現在所持する年金手帳のほかに申立人の年金手帳を見たことはない。」と述べているなど、申立期間当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人の妻は、申立人の申立期間の保険料を納付した時期及び場所の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周

辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 45 年 3 月まで

私の母は、昭和 44 年頃に私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、昭和 45 年 5 月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時点で、申立期間のうち、42 年 9 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。また、当該払出時点において、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の保険料は、過年度納付が可能であるが、申立人は、「母から『遡って国民年金保険料を納付した。』と言われたかどうかについては覚えていない。」と述べており、申立人は過年度納付に関する記憶が無い。

さらに、申立人は「自身の年金手帳に記載されている資格取得日が昭和 42 年 9 月 2 日であることから、同日を申立期間の始期にした。」と述べているが、当該年月日は、国民年金の被保険者となるべき時期であり、実際に保険料の納付を開始した時点を表すものではない。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び申立期間に係る保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡しており、申立期間当時の加入手続き及び保険料の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から平成 5 年 3 月まで

私は、昭和 60 年頃に、A 区の出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年頃に、A 区の出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。」と述べている。

しかしながら、A 区が保管している国民年金手帳記号番号払出表によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 7 年 5 月頃に払い出されており、また、申立人は「現在所持する年金手帳が最初の国民年金手帳であり、ほかに国民年金手帳はなかった。」と述べているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成 5 年 4 月から 7 年 3 月までの期間の保険料は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、過年度納付されていることが確認でき、申立期間は、当該過年度納付の時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで

私の国民年金は、現在まで勤めている会社の社長が加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた会社の社長が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする会社社長から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

また、保険料を納付していたとする会社社長、その妻及び当時の同僚はいずれも申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人が勤務していた会社の社長が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで

私は、転居した際に国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。婚姻後も妻が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間当時は、現年度保険料は印紙検認により収納する方法が採られていたが、申立人が所持する昭和38年8月30日発行の国民年金手帳には、当該期間の保険料に係る検認印は押されていないほか、遡って保険料を納付する手続を行ったとする申立人の記憶は曖昧であり、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料を納付したとする妻の納付に関する記憶は曖昧であること、申立人が所持する領収証書により、当該期間直後の昭和42年度の夫婦二人分の保険料は、昭和43年10月に過年度納付されていることが確認でき、この時点で申立期間のうち41年4月から6月までの保険料は時効により保険料を納付することができない期間であること、妻も当該期間は未納であることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 7 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、家族の国民年金保険料と一緒に納付しているはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親が郵便局で納付書により保険料を納付していたと説明しているが、申立人が当時居住していた区では昭和 46 年 3 月以前は印紙検認方式による保険料の納付であり、当時の保険料の納付方法と相違しているほか、申立人は、母親が申立人の保険料と一緒に当時同居していた妹の保険料も納付していたと説明しているが、妹は申立期間のうち 20 歳到達時の 38 年*月から 41 年 3 月までの期間の保険料は未納である。

さらに、申立人は、昭和 52 年 7 月に夫婦連番で払い出された現在所持する国民年金手帳以外の手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 50 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になったときに、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち結婚前の期間の国民年金保険料を納付しているはずである。また、結婚後は義母が保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及びその義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親及び義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 61 年 4 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、当該払出時に交付された年金手帳以外に別の年金手帳を受領、所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親及びその義母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和49年10月から63年3月までについては、既に保険料は納付済みである。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から49年9月まで
② 昭和49年10月から63年3月まで

私の父は、私が大学卒業後、私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、家族全員の国民年金保険料を払ってくれていた。申立期間②の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間①の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の加入及び納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和51年11月に払い出されており、申立人の父親は当該払出時点で過年度納付することが可能な申立期間②の一部の49年10月から51年3月までの保険料を過年度納付しているものの、当該払出時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、別の年金手帳を受領、所持した記憶は無いとしており、当該期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている弟も、当該期間は未納であることなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②の保険料は納付済みである。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から50年8月まで

私は、昭和50年頃に区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った際、出張所の担当者から2年間遡って国民年金保険料を納付できると聞き、その場で2年間分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする保険料額は申立期間の保険料を納付した場合の金額と相違する上、申立人の所持する年金手帳の資格記録欄の記載内容及びオンライン記録によると、申立人は申立期間直後の昭和50年9月に任意加入して国民年金被保険者の資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金加入時に現在所持する年金手帳を交付されたと説明しており、申立人に対して別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 42 年 5 月までの期間及び 44 年 9 月から 50 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 42 年 5 月まで
② 昭和 44 年 9 月から 50 年 6 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を、父が経営する飲食店に集金に来る金融機関の集金人を介して納付してくれていた。申立期間②の保険料は、口座振替による納付に変更するまで、父の飲食店に来ていた集金人に私が経営する飲食店にも来てもらい、私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間②については、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期、保険料の納付方法及び納付額等に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人が昭和 46 年 11 月に婚姻するまで同居していた申立人の弟も、申立期間①のうち国民年金加入期間及び申立期間②のうち申立人が婚姻するまでの期間の保険料が未納となっており、申立期間②の途中で婚姻した元妻も、国民年金に未加入であるなど、申立人の父親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 49 年 5 月に払い出されていることは確認できるものの、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から5年3月まで
私の母は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続きを行い、家業従事による給与から国民年金保険料を天引きして納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の記号番号の記載は無く、申立期間直後に初めて被保険者となった厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、申立人が居住している区及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無いこと、申立人は、母親から年金手帳を受け取ったことはないとしており、申立期間当時に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から6年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から6年5月まで

私は、平成6年5月に区役所で可能な限りの保険料を支払いたいと相談して同年6月に国民年金の加入手続を行い、保険料を遡って一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成6年6月に国民年金に加入し保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成8年11月頃に払い出されており、申立期間当時は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、当該払出時点で申立期間の保険料は時効により納付できないこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 11 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 42 年 3 月まで

私は、20 歳の頃に区の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を金融機関で納付したと説明しているが、申立人が当時居住していた区では、申立期間当時、印紙検認方式により現年度保険料を収納しており、金融機関では現年度保険料を納付することはできなかった。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 42 年 6 月頃に払い出されており、当該払出時点で 40 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、同年 4 月以降の期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 39 年 8 月までの期間及び 42 年 1 月から 49 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 39 年 8 月まで
② 昭和 42 年 1 月から 49 年 10 月まで

私は、昭和 39 年 9 月に就職するまでは実家で家事手伝いをしており、申立期間①の国民年金保険料は母が納付してくれていたと思う。結婚後は自身で国民年金に任意加入し、申立期間②を含め継続して保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、婚姻前の申立期間①については、申立人は自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、婚姻後の申立期間②については、申立人は昭和 41 年 10 月の婚姻時から約 8 年経過後の 49 年 11 月 20 日に国民年金に任意加入しており、申立人の所持する年金手帳に初めて被保険者となった日として同日が記載されていることが確認でき、手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該加入手続直後の同年 12 月 6 日に払い出されていることが確認できる。

また、現在のオンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は 20 歳到達時の昭和 36 年*月*日とされ、申立期間①及び②はいずれも未納期間とされているが、当該資格取得日は平成 6 年 7 月に、上記の任意加入被保険者資格取得日の 49 年 11 月 20 日から 20 歳到達時の 36 年*月*日に記録が訂正されたものであり、当該記録訂正時点までは申立期間①及び②はいずれも未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、上記の記録訂正時点では、いずれの申立期間も時効により保険料を納付する

ことはできない期間であること、申立人は現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は曖昧であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 7 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から 43 年 3 月まで

私の父は、昭和 41 年 7 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は両親及び長姉の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 43 年 4 月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料は遡って納付しなければならないが、申立人は、父親から遡って保険料を納付したとは聞いていないこと、申立人と同じく父親が保険料を納付してくれていたとする長姉は 20 歳当時は未納であり申立期間は未加入期間であること、手帳記号番号が両親、長姉と連番で払い出されている次姉も 20 歳当時は未納であり申立期間は未加入期間であることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月から 45 年 3 月まで

私は、国民年金制度発足当時から国民年金保険料の納付を免除されていたが、仕事を始めて収入を得るようになった後は保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は仕事を始め収入を得るようになったので、保険料の免除期間が終了した直後の昭和 42 年 12 月から納付書により郵便局で保険料を納付したと説明しているが、当時申立人が居住していた区では保険料の納付書制度は申立期間直後の 45 年 4 月から実施しており、申立期間当時に郵便局で保険料を納付することはできなかったこと、申立人は印紙検認の記憶が曖昧であり、申立人が所持する年金手帳の申立期間の検認欄にも印紙検認印が押されていないこと、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したとはしていないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年3月までの期間及び57年4月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から51年3月まで
② 昭和57年4月から62年6月まで

私の母は、私が実家に戻った昭和48年1月頃に国民年金の加入手続を行い、結婚前まで私の国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は自身で保険料を納付していたが、一時納付をやめ、その後、平成元年に遡って納付できる2年分の保険料を納付した際、納付できない期間が約2年間くらい残ったことを記憶しており、5年もの長期間ではなかったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年10月に払い出されており、当該払出時点で、当該期間のうち49年6月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、納付することが可能であったその後の49年7月以後の過年度保険料については、申立人は母親から遡って納付したとは聞いていないとしていること、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、平成元年に遡って保険料を納付した際に、保険料を納付することができなかった期間は2年くらいであったと説明しているが、保険料の納付をやめた時期の記憶が曖昧であること、当該期間中の昭和58年11月時点で作成さ

れた年度別納付状況リストでは、申立人の 57 年 4 月以降の保険料が未納であったことが確認できること、オンライン記録から、当該期間直後の 62 年 7 月から平成元年 3 月までの期間の保険料は、同年 9 月に過年度納付されていることが確認でき、当該過年度納付時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 11 月から 60 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月から 60 年 11 月まで
私の父は、私が 20 歳のときに国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとする申立人の父親から事情を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人は、保険料の納付時期及び納付額についての記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が現在所持している年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、オンライン記録では、申立人は、平成 9 年 1 月に付番された基礎年金番号で平成 9 年度の国民年金加入期間の保険料を納付し、その後の期間について保険料を免除されていることが確認できる。

さらに、申立期間に係る昭和 50 年 11 月 6 日及び 60 年 12 月 9 日の資格得喪記録は平成 12 年 3 月に追加され、未加入期間から未納期間に記録整備が行われたものであり、申立期間当時は、申立期間は未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月、63 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月
② 昭和 63 年 11 月及び同年 12 月

私は、申立期間当時、元夫が会社を退職したとき、夫婦二人分の国民年金保険料を納付することが困難であったため、元夫の保険料については申請免除してもらうこととし、私の保険料のみを納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする金額は、当時の保険料額と大きく相違する。

また、オンライン記録から、申立期間に係る第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への切替処理は、平成 3 年 6 月に行われていることが確認でき、当該切替処理時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、元夫の国民年金手帳の記号番号は、同年 5 月以降に払い出されており、それまでは申立期間は未加入期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9842（事案 1613 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月、同年 12 月及び 38 年 4 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月及び同年 12 月
② 昭和 38 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、自営業を営むために昭和 38 年 3 月に会社を退職するに当たって、兄から「独立したら国民年金に加入しなさい。」と言われ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。一部未納があったとしても、特例納付を利用して全ての期間の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、「申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、納付していたとする保険料額、納付方法及び納付場所に関する記憶が不明確である上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている元妻も、当該期間のうち、国民年金加入期間の自身の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人は、申立期間直後の昭和 46 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の保険料を第 2 回特例納付及び過年度納付により納付していることが確認できるが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 50 年 4 月時点で、当該期間の保険料を特例納付及び過年度納付しなければ年金の受給資格を満たさないことから、特例納付及び過年度納付したものと考えられるほか、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、申立期間の保険料を納付していたと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納

付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 42 年 5 月までの期間及び 45 年 5 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月から 42 年 5 月まで
② 昭和 45 年 5 月から 47 年 3 月まで

私は、国民年金の加入時期は定かではないが、加入後は納付書により国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付書により納付していたと説明しているが、申立人が申立期間①当時に居住していた区では、当時は印紙検認方式により保険料を収納していたとしていること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 47 年 5 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間①の保険料は第 1 回特例納付により、申立期間②の保険料は過年度納付により納付することが可能であるが、申立人は、保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していること、加入後は納付書により保険料を納付してきたとする説明内容は、手帳記号番号が払い出された申立期間後の保険料の納付状況と合致していること、申立人が所持する上記手帳記号番号が記載されている国民年金手帳には「昭和 47 年 8 月 24 日発行」との記載があり、申立人は、当該手帳以外の手帳を所持していた記憶が曖昧で、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 53 年 3 月までの期間及び 54 年 2 月から平成 2 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 8 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 54 年 2 月から平成 2 年 6 月まで

私の母は、私が 20 歳になったときに国民年金の加入手続をしてくれ、昭和 54 年 1 月に会社を退職した後も国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続をしてくれたとする母親は、加入手続及び申立人が会社を退職した後の再加入手続の時期についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 4 年 8 月に払い出され、当該払出時点で、納付可能な 2 年 7 月以降の保険料が納付されており、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が現在所持する年金手帳は、4 年 8 月に払い出された国民年金手帳の記号番号のみが記載されている年金手帳及び厚生年金保険の記号番号のみが記載されている年金手帳の 2 冊であり、申立人は、ほかに手帳を所持した記憶は無く、母親は、申立期間当時に申立人の年金手帳を受領、所持した記憶が曖昧であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から54年6月までの期間及び55年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から54年6月まで
② 昭和55年4月から58年3月まで

私の元妻は、結婚した昭和50年頃に、私の20歳以降の国民年金保険料を遡って納付してくれた。また、申請免除されていた期間の保険料についても、元妻自身の分と一緒に追納してくれたはずである。申立期間の保険料が未納及び免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の元妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和50年頃に元妻が当該期間の保険料を遡って納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の55年9月に元妻と連番で払い出され、夫婦とも54年7月から保険料の納付を開始しており、当該払出時点で当該期間の過半の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していたことはないと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、元妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、元妻が当該期間の保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録から、元妻は、申立人と同様に申請免除期間となっていた当該期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの自身の保険料を離婚後の平成元年4月以降に追納していることが確認できるが、元妻は、離婚後に申立人の保険料と一緒に追納することはなかったと思うと説明しているなど、元妻が当該期間の保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 36 年頃、勤め先の美容院の先生に勧められ、国民年金に加入し国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、集金人に保険料を納付し領収書を受け取ったと説明しているが、申立期間当時の現年度分の保険料の納付方法は国民年金手帳の印紙検認方式であり、当時の納付方法と異なっている。

また、申立人は当初、昭和 34 年頃から美容院で住み込みを始め、25 歳になった 36 年に国民年金に加入したと説明していたが、父親の死亡時期、住み込み後の弟との同居開始時期などから、申立人が美容院に住み込みを始めた時期は 36 年末以降であったことが確認でき、申立人の国民年金手帳の記号番号の払出しは 40 年 1 月であるなど、国民年金の加入時期に関する申立人の記憶が数年相違していると考えられる。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された上記時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から7年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から7年8月まで

私は、平成5年5月に会社を辞めた後、国民年金の加入手続を行い、加入後は遅れたりしながらも国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成5年5月に会社を辞めた後に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと説明しているが、申立人は申立期間当時、20歳に達しておらず、国民年金の第1号被保険者となることはできないため、申立期間の保険料は納付することができないほか、申立人が所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金手帳の記号番号が記載されていないなど、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入時期及び加入場所に関する記憶が曖昧であるほか、申立人が納付したとする保険料額は、平成9年5月以降の納付済み期間の額と一致しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から 57 年 6 月まで
私の母は、私が 20 歳から就職するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立人の母親から申立人の 20 歳から大学を卒業するまでの保険料を納付していたと聞いたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 59 年 9 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年9月17日から10年10月1日まで
② 平成10年10月1日から20年4月まで

A社に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、同社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給総額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出のあった従業員名簿及び申立人から提出のあった平成9年10月分から10年9月分（平成10年6月分を除く。）までの給与明細書により、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記給与明細書からは、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「申立人については、入社当初は、販売業（セールスレディ）の一種として、本人より営業報告を受け、これに基づいて外交員報酬を支給する条件だった。会社の意向か本人からの申出かは資料が無く不明であるが、1年くらい経過してから正社員となった。」と回答し、同社の顧問税理士も、「当時は、試用期間があった。社会保険については、話し合いで加入するかどうか決めていたと思う。社会保険に加入していない期間については、保険料控除もしていない。」と供述している。

さらに、A社から提出のあった従業員名簿に記載されている従業員の入社日と厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、複数の従業員が数か月相違していることから、同社では、全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる扱い

ではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった申立期間②の一部期間の給与明細書によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張どおりであることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、特例法による記録訂正を行うことはできない。

このほか、申立人の申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から 47 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 44 年 10 月から 47 年末ぐらいまで勤務し、当初はアルバイトであったが、申立期間は、正社員待遇で勤務しており、同様の勤務形態であった同僚は、厚生年金保険に加入しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述により、申立人が申立期間、同社に販売員として勤務していたことは推認できる。

また、申立人は、「同時期に同様の勤務形態であった同僚が、正社員待遇の期間のみ厚生年金保険の加入期間として認められている。」と供述している。

しかし、A社は、平成15年10月*日に解散しており、後継のグループ会社であるB社は、人事記録及び厚生年金保険関係等の書類は既に廃棄処分しているため、申立人の雇用形態及び厚生年金保険料の控除については不明としている。

また、A社の役員は、「基本的には販売員は、業務委託契約で歩合制だった。また、業務委託契約で社会保険に加入させていない従業員の給料から保険料控除はしていない。」旨供述しており、同社人事部の従業員は、「業務委託契約（完全歩合制）は、社会保険の加入は無かったと記憶している。ただし、一定の売上げをクリアした販売員が、社会保険の適用を受けていたと記憶している。」と供述している。

一方、申立人が記憶している同僚は、「2年間ぐらい勤務した期間のうち、厚生年金保険の加入期間は数か月あるが、正社員だったか記憶していない。」と供述しており、申立人が、売上げが優秀だったと記憶している同僚は、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、A社では、必ずしも全ての販売員を厚生年金保険に加入させる扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人から提出があった昭和46年分の所得税の確定申告書（控）によると、社会保険料控除額は1,050円と記載されているが、同申告書に記載されている申立人の所得金額から判断すると、申立期間の厚生年金保険料とは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月 23 日から 34 年 12 月 30 日まで
② 昭和 35 年 1 月 1 日から同年 5 月 30 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各事業所に継続して勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社に創業第一期生として入社し、店舗全体のレジ係として勤務したと申し立てている。

しかし、A社は、「昭和 33 年前後の採用稟議書及び他の人事資料を調査したが、申立人の氏名は確認できない。」と回答しており、同社に勤務していた従業員 25 人に照会したところ、13 人から回答があったが、いずれも申立人を記憶していない。

また、A社は、建物内 2 階名店街にあった各店舗との関係について、「家主と店舗の賃貸人の関係で、店舗の経営には関与していない。」と回答しており、同社の元経理責任者は、「正社員は全員厚生年金保険に加入している。嘱託・契約社員はいなかった。」と回答している。

さらに、元従業員は、「開所当時から 2 階名店街はテナントの運営で、A社の社員が他店舗のレジを行うことは無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は昭和 35 年度より建物内の土産物店B社が個人事業主扱いとなり、当該事業所に勤務したと申し立てている。

このことについて、A社は、古い記録は残っていないが、平成 16 年 10 月までテナントでC社という事業所があったと回答しているところ、C社の代表者は、「当店舗

は昭和 45 年 3 月の開業であり、店舗の場所は屋上である。」との回答から、申立人の主張する B 社とは別会社であると判断される。

また、申立人が記憶している D 市に本社がある B 社について、適用事業所検索システムによると、申立期間②当時、E 社という事業所名を確認することができるが、同社に勤務していた従業員から申立人の情報を得ることはできず、申立人が勤務していたとする B 社を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 14385（事案 10096 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 28 日から 33 年 6 月頃まで
② 昭和 33 年 6 月頃から 35 年 3 月頃まで
③ 昭和 36 年 10 月頃から 37 年 9 月頃まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間の勤務の確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、申立人が記憶している代表者及び同僚を特定することができず申立人の勤務等について確認できなかった。

申立期間②に係る申立てについては、B社に勤務していたことは推認できるが、同社は当該期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

申立期間③に係る申立てについては、C社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、また、所在地を管轄する法務局では同事業所の商業登記の記録が確認できない。さらに、申立人は当時の代表者及び同僚を記憶しておらず、同社における申立人の勤務等について確認できなかった。

以上の理由から、各申立期間について、平成 22 年 6 月 23 日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、各申立期間にそれぞれの事業所に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたことは確かであると主張しているが、委員会の

当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、この他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①から③までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。同社は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あつせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していたと認められることが要件とされているところ、A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、平成 20 年 3 月 31 日に同社から賞与の支払を受けていることは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 44 年 4 月 29 日から 45 年 6 月 1 日まで

A病院（現在は、Aクリニック）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A病院の元従業員の供述から判断すると、申立人は当該期間に同病院に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿から、A病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 10 月 1 日であり、当該期間は、同病院が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、A病院が適用事業所となった昭和 43 年 10 月 1 日の前から勤務し、同日に被保険者資格を取得している従業員は、同病院が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間について厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

申立期間②について、申立人は、A病院に当該期間も継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、元従業員の一人は、自身が退社した昭和 44 年 6 月頃には、申立人は既にA病院を退社していた旨供述している。

また、A病院に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届は、社会保険事務所（当時）において、昭和 44 年 5 月 2 日に受け付けられていることが確認できるとともに、同名簿には、当該期間及びその前後に、遡っての訂正等は見られず、不自然な記載は見当たらない。

なお、Aクリニックによると、A病院は平成 22 年 3 月に閉鎖されており、事業主及

び元社会保険事務担当者は死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除については不明であると供述しているほか、A病院に係る事業所別被保険者名簿から、所在が判明した複数の元従業員に照会したが、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月頃から 49 年 10 月頃まで
② 昭和 50 年 4 月頃から同年 12 月頃まで

A社に勤務していたうちの申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社を退社した後、昭和 48 年 4 月に再入社し、当該期間において勤務したと申し立てている。

しかしながら、申立人が記憶する同僚及びA社に係る事業所別被保険者名簿から所在の判明した元従業員に照会したところ、申立人を記憶する同僚や従業員からは、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができなかった。

また、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主や経理担当者は死亡していること、及び同社の商業登記簿謄本から所在の判明した役員等に照会したが、回答が無いことから、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

なお、申立人から提出されたA社の社員旅行の際の写真については、申立期間①に撮影された写真であることは特定できない。

申立期間②について、申立人はB社関係の飲食店に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない上、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録を照会したが、同社の記録は見当たらず、同社の代表者とされる者の所在も不明であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人から提出されたB社の社員旅行の際の写真は、申立人の勤務先、撮影日を特定できず、申立期間②に係るものと判断することができない。

また、申立人はB社及び同社関係の飲食店における同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 21 日から同年 7 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の供述から判断すると、申立期間も申立人が同社の業務に継続して従事していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間当時のA社の取締役及び経理担当者は、訪問販売員については請負のような歩合給制であったため、会社は厚生年金保険に加入させておらず、訪問販売員の4、5名をまとめる班長になると固定給が加算され、厚生年金保険に加入させていたと供述しているほか、訪問販売員から班長になり、また、訪問販売員に戻る従業員もあったと供述している。

また、申立期間当時、訪問販売員であった者は、訪問販売員から班長になり、その後、訪問販売員に戻ったが、こうした異動は、社内で日常的に行われており、厚生年金保険の記録に空白期間があることは当然であると供述している。

さらに、A社に係るオンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、複数の従業員が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、再度厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人が昭和 50 年 4 月 21 日に被保険者資格を喪失した旨の届出が同年 4 月 26 日付けで社会保険事務所（当時）に受理され、健康保険証が返納された記録が確認できるほか、同名簿に訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月から同年 10 月まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 26 万円に減額されている。確認できる資料は無いが当時給与の引下げは無かったはずなので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 社における申立人の標準報酬月額は、平成 9 年 3 月まで 38 万円と記録されているところ、同年 4 月の随時改定により 26 万円と記録されていることが確認できる。

このことについて、A 社の当時の事業主は、「申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は保管していないが、申立人は契約社員で、申立期間は人員整理を行っていた時期であり、賃金カットはあり得る。」と回答している。

また、A 社の当時の社会保険事務担当者は、「健康保険組合には、複写式の届出用紙を使用し提出しており、当時の資料は無いが、申立期間に係る厚生年金保険料は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に応じた保険料を控除していた。」と供述しているところ、同社が加入していた B 健康保険組合 C 支部から提出された適用台帳によると、申立人の申立期間当時の標準報酬月額は 26 万円と記録され、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、平成 8 年*月に 60 歳となり、申立期間中の 9 年 4 月、同年 6 月、同年 8 月及び同年 10 月に雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金を受給していることが確認できる。

なお、高年齢雇用継続基本給付金は、60 歳到達時点に比べて賃金が 85%未満（申立期間当時）に低下した状態で働き続ける 60 歳以上 65 歳未満の雇用保険の一般被保険者

に支給される給付であることから、申立人の申立期間に係る平成9年4月の随時改定は、当該改定の基礎となる同年1月から同年3月までの3か月の報酬額の平均が、従前の標準報酬月額（38万円）と比べ2等級以上の差が出たことにより、事業主は、当該改定の手続を行ったものと推認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は平成9年1月以降の年金額が全額支給停止されていることが確認できるが、同年4月に標準報酬月額が38万円から26万円に減額されたため、全額支給停止が解除され、同月から年金額が一部支給停止された在職老齢年金を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 9 日から 33 年 7 月 10 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では鉛を溶かして活字を作っていた。知人の紹介で入社したため1年間くらいは勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に知人の紹介で入社したため1年間くらいは勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の現在の総務部長は、「申立期間当時の資料を保有しておらず、当時を知る人もいないことから申立人の勤務状況については不明。」と供述し、同社の当時の社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日に被保険者資格を取得していることが確認できる5名の従業員のうち、回答のあった3名は申立人と業務内容が違うため申立人を記憶していない。そこで、上記被保険者名簿により、申立期間当時、同社に勤務していた16名の従業員に申立人の勤務状況について照会したが、回答のあった14名（申立人と同じ業務（鋳造）に従事していた4名を含む。）全員が申立人の退職日を記憶していないことから、申立人の申立期間に係る勤務状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿では、昭和32年6月5日に健康保険証の更新があったとする押印が認められるが、申立人の欄には当該印が押されていないことが確認できる。

加えて、申立人をA社に紹介した従業員は既に死亡しており、申立人の勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除

について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月1日から3年12月31日まで
② 平成15年7月1日から16年10月30日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、申立期間①の標準報酬月額については、当初、53 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）平成3年12月31日より後の、4年5月6日付けで、遡って41 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は、同社の代表取締役であったが、申立期間①の前の平成元年11月30日に同社の代表取締役を退任したことが記録されている。しかし、当該登記が行われたのは8年6月19日であることから、申立期間①においても申立人が同社の代表取締役として業務を行っていたと考えられ、申立人も、「当該期間は自分が同社の代表者であった。」と供述している。

また、申立人は、「平成3年12月21日からD社で役員として勤務しており、全喪や記録訂正の手続には関与していない。全喪の手続は、二人の取締役に依頼したかもしれないが、よく覚えていない。」と供述しているが、当該取締役のうち一人は既に死亡、他の一人は、全喪手続については、誰が行ったか分からない旨回答している。

さらに、A社が全喪した平成3年12月31日に、同社において被保険者であったのは申立人のみであり、申立人も「平成3年11月に最後の従業員が退職した後は、私

が一人で残務整理をしていた。」と供述していることから、申立期間①に係る4年5月6日付けの処理について、申立人の関与が一切無かったと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間①における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②について、C社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書では、B社は、申立人の標準報酬月額が平成15年7月より15万円となる旨の届出を、同年7月18日に行ったことが確認でき、同社は申立人の標準報酬月額について、オンライン記録どおりの届出を行ったと認められる。

また、申立人がB社を退職したときに交付された雇用保険離職証明書には、申立人の平成16年1月16日から同年8月15日までの賃金額（月額）は、15万円と記載されている。

さらに、C社の経理担当者は、「申立人は入社当初は常勤であったが、平成15年4月から非常勤となったため報酬額を変更した。」と供述し、申立人も、当初は、勤務期間中に報酬額の変更は無かったと主張していたが、後に、「時期は明確に記憶していないが、副社長から顧問に役職が変更となったので、報酬額の変更もあったかもしれない。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 5 月 1 日から 59 年 8 月 1 日まで
② 昭和 59 年 9 月 20 日から 62 年 6 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の報酬月額より低く、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①に係る標準報酬月額を報酬月額に見合う記録に訂正し、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額（8 万 6,000 円から 11 万 8,000 円まで）が、実際の報酬月額より低いと主張している。

しかし、申立人は、申立期間①に係る給与支払明細書等を保管しておらず、A 社の当時の事業主及び B 社とは連絡が取れず、申立人の当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人と同日に A 社で資格取得した申立人と年齢が近い従業員の一人は、「申立期間①における自身の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合うものであるかは不明である。」と供述している。

さらに、雇用保険の加入記録では、A 社は昭和 57 年 5 月 1 日の雇用保険の資格取得時に、申立人の賃金月額を 8 万 7,000 円と届け出ていることが確認できるが、この金額は、厚生年金保険の標準報酬月額 8 万 6,000 円に該当し、申立人の資格取得時の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 A社において、昭和60年2月1日から同年10月1日まで厚生年金保険に加入していた従業員が申立人を記憶していること、及び申立人と同時期に同社で勤務していた申立人の兄の供述から、申立人は、申立期間②に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の当時の事業主及びB社とは連絡が取れず、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社の他の従業員の厚生年金保険加入記録を確認したところ、3人の従業員が、一度資格喪失した後、昭和62年6月1日に再度資格取得しており、そのうち二人に照会したが、未加入期間の保険料控除について確認できる資料は得られなかった。

さらに、申立人及び上記3人の従業員のうち二人は、未加入期間に係る厚生年金保険加入記録と雇用保険加入記録が符合している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 22 日から同年 10 月 1 日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 53 年 9 月 30 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA社B工場に勤務したと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録によれば、申立人のA社B工場における離職日は昭和 53 年 9 月 21 日と記録され、申立期間の勤務が確認できない。

また、A社が保管する退職者台帳によれば、申立人の退職に係る発令年月日は昭和 53 年 9 月 21 日とされており、同社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 9 月 22 日であることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間当時の上司及び複数の同僚の氏名を記憶しているが、このうち、連絡先の判明した同僚二人は、いずれも申立人の退職日を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 25 日から 44 年 9 月 21 日まで
② 昭和 44 年 11 月 21 日から 45 年 6 月 27 日まで

A社（現在は、B社）及びC社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①はA社に、申立期間②はC社に営業販売で勤務していたことを記憶しており、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社は、「A社では、見習期間中に営業成績ラインをクリアした者が正販売社員となり、正販売社員になった段階で厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているところ、同社が提出した健康保険管理台帳では、申立人の資格取得日は昭和 44 年 9 月 21 日と記録されていることから、申立人は、期間は特定できないが、同日以前からA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人が記憶していたA社の同僚2名のうち、1名は申立人が記憶していたのは姓だけのため特定できず、また、同社に係る事業所別被保険者原票で名前を確認できた1名は既に死亡しているため、同僚から同社における申立人の勤務開始時期を確認することができない。

また、B社は、「厚生年金保険と雇用保険の取扱いが異なることはなかった。」と回答しているところ、申立人のA社における雇用保険の加入年月日が昭和 44 年 9 月 21 日となっており、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、上記事業所別被保険者原票と厚生年金保険手帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日は一致しており、社会保険事務所（当時）における不合理な処理はうかがわれない。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間①において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、C社は既に解散しており、同社の代表取締役の連絡先が不明であることから、同社及び当該代表取締役から、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、C社に係る事業所別被保険者原票により、申立期間②において同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況等について照会したところ、回答のあった同社D営業所に勤務していた従業員5名が申立人を記憶していたものの、申立人がいつから同社に勤務していたかを記憶していないため、同社の従業員から申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、上記事業所別被保険者原票と厚生年金保険手帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日は一致しており、社会保険事務所における不合理な処理はうかがわれない。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間②において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 33 年 3 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では製品の受注や納品の仕事で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び同僚の回答により、期間は特定できないが、申立人が同社で製品の受注や納品の仕事で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 28 年 11 月 1 日であり、申立期間のうち同年 4 月から同年 10 月 31 日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時の資料が無く、当時の事業主も死亡しているため、厚生年金保険の取扱いについては不明」と回答しているため、同社から申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A社の上記同僚は、「同社で、厚生年金保険に加入したのは職人だけであった。」と供述しており、また、他の同僚に同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 28 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 17 名の従業員の職種について照会したところ、同社の親族が 2 名、職人が 15 名との回答であったため、同社では、申立期間当時、親族と職人以外は厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、申立人及びA社の複数の同僚は、「申立期間当時、同社には 40 名ほどの従業員が勤務していた。」としているところ、上記被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 28 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得している者は、約半数の 17 名であることが確認できることから、申立期間当時、同社では、従業員全員

を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

その上、上記被保険者名簿には、申立期間当時の整理番号に欠番が無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主の所在も確認できないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚9人に照会したところ、回答があった4人のうち二人は、申立人を記憶していたものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿から、所在が判明した14人の従業員に照会したところ、回答があった11人のうち4人は申立人を記憶していたものの、4人全員から申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和 51 年 6 月 1 日から 60 年 9 月 21 日まで国民年金に加入し、保険料が定額納付されていることが確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は厚生年金保険被保険者資格を昭和 51 年 6 月 1 日に喪失しており、当該処理は同年 6 月 4 日受付と記録され、「証返納その他」の欄では「返」に○が付されていることから、健康保険証が返納されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除につ

いては、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月1日から31年7月1日まで
② 昭和34年2月1日から35年6月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社の複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主から回答が得られないことから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①について、複数の同僚は、A社において、当時見習期間があったとしており、うち一人は同社では見習期間は厚生年金保険に加入させていなかったとしているところ、複数の同僚は入社日から1年1か月から2年6か月後に厚生年金保険の資格を取得していることから、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間②について、A社から提出された申立人に係る健康保険被保険者資格取得届の資格取得日及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている資格喪失日は、同社における雇用保険及び厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、申立人は昭和32年頃から病気で1年8か月くらい入院し、退院後1年くらいは自宅療養したとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間④から⑥までについて、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月から 43 年 8 月まで
② 昭和 43 年 5 月から 44 年 4 月まで
③ 昭和 44 年 4 月から 45 年 4 月まで
④ 昭和 63 年 10 月 17 日から平成 4 年 4 月 16 日まで
⑤ 平成 4 年 4 月 16 日から 7 年 4 月 30 日まで
⑥ 平成 8 年 1 月 25 日から 9 年 11 月 21 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社における申立期間①、B社におけるA社と兼職した4か月間を含む申立期間②及びC社における申立期間③の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたのは間違いないので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、D社における申立期間④、E社における申立期間⑤及びF社における申立期間⑥の標準報酬月額は、確定申告書に記載された社会保険料控除額から算定した報酬月額と相違するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、A社の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態

及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶していた同僚は、当該同僚夫婦及び事業主は国民年金に加入していたとしているところ、当該同僚は国民年金の加入記録が確認できる。

申立期間②について、同僚及び申立人の供述から、期間は特定できないものの、申立人は、B社及び同社に勤務しつつA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和 46 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②は適用事業所でないことが確認できる。

また、B社は、「40 年以上も前のことで記録は無い。」と回答しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶していた同僚は、自身はB社では経理係で、同社は昭和 46 年 6 月より社会保険に加入したとしている。

申立期間③について、C社の元事業主及び複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社の元事業主は、既に廃業したことから当時の資料も廃棄したので詳細は分からないとしていることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚 5 人のうち既に死亡している一人を除く 4 人に照会したところ、4 人は申立人のことを記憶しているものの、これらの者から申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、上記の申立人を記憶している同僚のうち一人は、C社で経理を担当していたことがあり、当時はすぐに辞めてしまう従業員が大勢いたので、勤務状況をみてから社会保険に加入させていたと思うとしている。

加えて、C社勤務当時の申立人の知人は、申立人は同社に勤務していたことを記憶しているが、勤務形態はアルバイトだったと思うとしている。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿により、住所が判明した従業員二人に照会したところ、二人とも申立人を知らないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間③における厚生年金保険料の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、上記の被保険者名簿において、昭和 40 年 5 月 1 日から申立期間③を含む 45 年 6 月 1 日までの健康保険証の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④について、D社が保管する昭和 63 年から平成 4 年までの分の給与所得の源泉徴収票によると、同源泉徴収票に記載された各年の社会保険料等の金額はオンライン記録の標準報酬月額から算出した各年の社会保険料控除額とほぼ一致している。

また、申立人が保管する平成3年分及び4年分の所得税の確定申告書に記載された各年の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した各年の社会保険料控除額とほぼ一致している。

申立期間⑤について、申立期間⑤のうち平成4年4月16日から5年12月31日までについては、申立人が保管する4年から7年までの分の所得税の確定申告書に記載された各年の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した各年の社会保険料控除額とほぼ一致している。

また、申立期間⑤のうち平成6年1月1日から7年4月30日までについては、E社が保管する6年及び7年の給与台帳に記載された厚生年金保険料月額とオンライン記録の標準報酬月額から算出した保険料控除月額は一致している。

申立期間⑥について、F社が保管する健康保険組合の被保険者台帳によると、申立人の標準報酬等級は、取得時が18等級、平成8年10月は27等級及び9年10月は22等級と記録されており、当該等級はオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人が保管する平成8年分及び9年分の所得税の確定申告書に記載された各年の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した各年の社会保険料控除額とほぼ一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間④から⑥までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 6 日から 58 年 11 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低く記録されている。確認できる資料は保有していないが、時間外勤務が多かったことから給与は 33 万円と記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、申立期間当時の給与に関する資料は保管しておらず、申立人は、給与明細書等を保有していないため、申立人の主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、B 社が保管している、社会保険事務所（当時）の受理印のある昭和 57 年 9 月 13 日付けの「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、58 年 8 月 2 日付けの「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」及び同年 11 月 4 日付けの「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」では、申立人の標準報酬月額がいずれも 12 万 6,000 円とされており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、B 社は、A 社において中途採用者の初任給の決定は世間相場を参考として決定していたとしており、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると、新規大学卒業者の男性の初任給水準は、昭和 56 年は 12 万 800 円、57 年は 12 万 7,200 円となっている。

そこで、A 社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同年代の従業員の資格取得時の標準報酬月額を確認したところ、昭和 55 年から 58 年までに 20 代で被保険者資格を取得した申立人を除く 5 人は、標準報酬月額が 12 万 6,000 円から 22 万円で資格取得しており、申立人が主張する標準報酬月額 33 万円で資格取得している同世代の者はいないことが確認できる。

加えて、A社の申立期間当時の社会保険担当者は、業務の繁閑が激しく給与の変動も大きかったので、社会保険事務所へは、給与の固定部分で届け、この届け出た標準報酬月額で厚生年金保険料を控除したとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年7月14日まで
A社（現在は、B社）本社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同社本社には、短期大学卒業後の昭和33年4月1日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る事業所別被保険者名簿、厚生年金保険被保険者番号払出簿及び同社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における申立人の被保険者資格取得日は一致していることが確認できる。

また、B社は、「資格取得届以外の申立人に係る資料を保管していないことから、申立期間に係る勤務の実態については不明。」と回答している。

さらに、上記被保険者名簿から確認できる昭和33年4月1日入社及び同年7月14日入社の女性社員のうち、連絡の取れた2名は、いずれも「自身の記憶する入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致している。」と回答し、オンライン記録と一致していることが確認できる。また、上記2名のうちの1名は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、申立期間に勤務していたかどうかは不明。」と供述しており、他の1名は、「申立人については覚えていない。」と供述している。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月5日から平成2年9月30日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。長期間勤務していたのは間違いなく、退職する前には健康保険証を使用した記憶もある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を記憶している複数の従業員の供述及び事業主が保管していた履歴書の記載などから、申立人が昭和60年1月頃からA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿で、申立期間当時、同社で勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった2名は、「厚生年金保険などの加入を一時的に見合わせる試用期間が2か月はあった。」と供述しており、うち1名からは、「試用期間経過後に会社から加入を希望するかどうか確認を受けた。」と供述している。

また、申立人及び従業員がA社において同時期に勤務していたと記憶する同僚の名前は、申立人と同様に、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録に厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。

これらのことから、A社では、当時、一部の従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社の事業主は、「厚生年金保険や健康保険の加入手続について、3か月のアルバイト期間経過後に加入するかどうか本人に確認し、本人が加入を拒んだ場合は加入させていなかった。申立人も入りがらなかった記憶がある。」と供述している。

加えて、A社在職中に申立人が入院したとする病院に照会したが、同病院は、「当時の資料は無く、加入していた健康保険は不明。」と回答しており、申立人が当時加入していた健康保険の種類は特定できない。

このほか、A社における申立人の雇用保険の加入記録も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月28日から61年7月21日まで

A社に勤務していたときの標準報酬月額が低く記録されている。確認できる資料は保有していないが、前社に勤務していたときの標準報酬月額より2万円ほど高かったはず。調査して申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していないと回答しているところ、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、現在のA社の厚生年金保険事務担当者は、「証明するものは無いが、申立期間当時に同社の経営が苦しかったということは聞いていないので、実際の報酬月額に基づいた届出及び適正な保険料控除をしていたものと思われる。」と供述している。

さらに、A社に係る事業所別保険被保険者名簿において、申立人と同時期に入社した女性従業員の標準報酬月額の記録と申立人の記録はほぼ一致した額となっており、申立人と同時期に勤務していた同僚13名に照会し、回答があった4名は、「証明するものは無いが、自分の標準報酬月額は合っている。」としており、そのうち2名は、「当時のA社の経営状態は良く、それなりに利益を上げていたと思う。」と回答している。

加えて、上記被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月16日から53年7月1日まで
A事業所に入社した月からその後の11か月間の標準報酬月額が低額となっている。
その後、標準報酬月額が10万円も上がっているのは不自然である。標準報酬月額に疑問があるので、調べた上で適正な額にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、「申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していないので証明するものは無いが、申立期間当時も実際の報酬額に基づいて標準報酬月額の届出及び保険料控除を行い、当事業所は適正な事務処理をしていたものと思われる。」と回答している。

また、A事業所から提出された申立人の職歴書に記載されている日給から計算した標準報酬月額は、同事業所に係る事業所別被保険者名簿に記載されている標準報酬月額とおおよそ合致した額となり、申立人が主張するような、不自然に低額であるとは認められない。

さらに、A事業所に係る事業所別保険被保険者名簿において、申立人と同時期に入社した同僚の標準報酬月額の記録は、大多数の者が、資格取得後の1年前後経過した後に、申立人と同じように標準報酬月額が大幅に上がっていることが確認できる。

加えて、申立人と同時期に入社した同僚2名は、「具体的な数字について裏付けるものは所持していないが、当時、A事業所は業績が良かったため、ボーナスの支給が年4、5回あり、その頃に給与制度がボーナスを月額に算入する方式に変わり、事業所からもそのような説明を受けたことを記憶している。」と供述している。

また、上記被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備な点はなく、標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 1 日から同年 12 月 25 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には、同社を含む印刷会社 11 社により設立されたB組合工場内にある同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和 48 年 8 月 31 日に一度離職して、再度同年 12 月 25 日に取得したことが記録され、申立人の同社における厚生年金保険の加入記録と符合している。

また、A社の元事業主は、「当社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務期間については、はっきりしない。また、B組合は、当社を含む 11 社が平等に出資して設立し、営業活動は 11 社が個別に行い、印刷、製本は同組合が行っていたが、同組合と当社の間の人事交流は無かった。」と供述している。

さらに、A社の申立期間当時の社会保険手続担当者は、「A社の社会保険の取扱いは非常にしっかりしていて、入社するとすぐに加入、退職するとすぐに喪失の手続を行っていた。」と供述している。

加えて、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であった従業員 9 人に、申立人の申立期間の勤務状況等を照会したところ、申立人の申立期間における勤務実態について明確に記憶している者はおらず、そのうちの一人は、「申立人だったと思われる一番若い人が、途中で辞めて、また入って来た。」と供述している。

なお、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 48 年 9 月 1 日に資格喪失した際、同社を通じ、同年 9 月 6 日に健康保険証を社会保険事務所（当時）へ返納していることが確認できる。

一方、B組合は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主に照会したが回答を得ることができなかった。

また、申立期間当時、B組合において厚生年金保険の被保険者であった従業員 19 人に、申立人の申立期間の勤務状況等を照会したところ、そのうち 5 人は、「期間は明確でないが、申立人は、B組合の工場内にあるA社に勤務していた。」と回答し、また、6 人が、「A社から、B組合に移って来た人も、出向してきた人もいない。」と回答しており、申立人が同組合に在籍していたとする者はいなかった。

なお、B組合に係る厚生年金保険被保険者原票に、健康保険の整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 8 日から同年 12 月 1 日まで
A事業所のB所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
昭和 38 年 4 月 8 日から臨時雇用員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C機構から提出された人事記録から、申立人は昭和 38 年 4 月 8 日から 39 年 6 月 30 日まで臨時雇用員としてA事業所のB所に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業所別被保険者名簿によると、A事業所は昭和 38 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C機構は、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」により、臨時雇用員は昭和 38 年 10 月 1 日から厚生年金保険の被保険者として取り扱うことになったが、A事業所は同年 12 月 1 日から適用事業所となっており、適用開始前の期間については、厚生年金保険料の控除は行っていなかった。」旨回答している。

さらに、事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に昭和 38 年 12 月 1 日に資格取得が確認できる申立人の同僚は、「自分は、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで臨時雇用員であったが、38 年 12 月以前に給与から厚生年金保険料が控除されていたかは分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 1 日から 17 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。平成 15 年分と 16 年分の源泉徴収票を比べると、16 年分の給与の支払金額が大幅に下がっているにもかかわらず、社会保険料等の金額は 15 年分とほぼ同じぐらいとなっている。申立期間も給与が下がる前の保険料が控除されていると思われるので、保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成 16 年分源泉徴収票の社会保険料等の金額は、31 万 210 円と記録されているところ、A社が保管する申立人に係る平成 16 年分賃金台帳における年末調整項目の社会保険料控除分は、給与控除分が 25 万 510 円、申告控除分が 5 万 9,700 円と記録されており、同源泉徴収票の社会保険料等の金額に、申告控除分が含まれていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 16 年 3 月の随時改定（処理は平成 16 年 7 月 22 日）により 22 万円から 13 万 4,000 円に改定されたことが確認できるところ、A社から提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」により、同社が届け出た申立人に係る報酬月額から、標準報酬月額が 13 万 4,000 円と決定され、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このことについて、A社は、「申立人に係る厚生年金保険料の控除は、国の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除した。」と回答しており、同社の総務担当者は、「平成 16 年の定時決定の際に、申立人に係る随時改定の届出漏れに気付いたため、同年 7 月に随時改定の届出を行い、保険料については同年 9 月分の給与で調整している。」と供述している。

また、A社は、保険料は翌月控除としているところ、上記賃金台帳において、平成16年4月から同年8月までは、随時改定前の標準報酬月額22万円に見合う厚生年金保険料が控除されているが、同年9月の給与において、前述の随時改定により生じた差額（4万6,827円）が、「社保料調整」として返金され、同月から随時改定後の標準報酬月額13万4,000円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、社会保険料給与控除分合計額25万510円及び平成16年分源泉徴収票の社会保険料等の金額31万210円には、返金された社保料調整額4万6,827円が含まれていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月から28年8月まで
② 昭和29年2月から同年9月まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①については当時の集合写真を提出するので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出したA社の集合写真に同社名及び昭和28年3月21日の記載が確認できること、及び同僚等の供述により、申立人が同社において、25年9月10日から28年8月まで継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年2月1日であり、申立期間①のうち、25年9月から26年2月1日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の現在の事業主は、当時の事業主が既に死亡しており、資料も保管されていないことから、申立期間①の申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については分からない旨回答している。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人の勤務実態について供述した同僚も、A社の被保険者となった記録は確認できない。

加えて、申立人が提出したA社の集合写真には約130名が写っているが、写真が撮影された昭和28年3月21日当時、同社の被保険者は上記被保険者名簿において21名が確認できるに過ぎないことから、従業員の多くが厚生年金保険の被保険者となっていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C社に勤務していたとして申し立てているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった5名は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務の実態を確認することができない。

また、C社は、昭和 32 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿も保存されておらず、事業主の連絡先が不明のため、申立人の当時の勤務状況や厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、上記回答のあった従業員のうち1名は、「当時はアルバイトが大勢在籍していた。申立人が厚生年金保険に加入していなかったとすれば、申立人はアルバイトではないか。従業員は 50 名くらいだった。」、また、別の従業員1名は、「当時、正社員のほか、手伝いなどで色々な雇用形態の人が在籍していた。従業員は 40 名くらいだった。」と供述しているところ、申立期間②当時のC社の被保険者は、上記被保険者名簿において 13 名が確認できるに過ぎず、従業員の多くが厚生年金保険の被保険者ではなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 39 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

A 研修所（現在は、B 研修センター）及び C 局（現在は、D 社 E 支店）で臨時補充員として勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。配属通知書を提出するので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が退職時に所属していた F 社 G 局から提出された人事記録により、申立人が申立期間①は A 研修所、申立期間②は C 局に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①について、A 研修所に係る事業所別被保険者名簿によると、同研修所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 40 年 8 月 1 日であり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B 研修センターでは当時の資料は保管しておらず、当該期間の厚生年金保険の取扱いについて確認できない旨回答している。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、A 研修所が厚生年金保険の適用事業所となった日より前に同研修所において勤務した期間の厚生年金保険料の控除について確認することできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、D 社 E 支店では、当時の資料は保管されておらず、申立人の厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料控除については不明である旨回答している。

また、申立人は C 局において、一緒に勤務を開始したとする 2 名の同僚の氏名を記憶しているが、当該同僚の氏名は同局に係る事業所別被保険者名簿において確認できない

上、昭和 39 年 4 月に入局したと記憶している従業員の資格取得日は同年 6 月 1 日であることから、当時、同局においては、入局と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 14466(事案 3799 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から申立内容の確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正できないと通知を受けた。

今回新たに男性で上司であった同僚の姓を思い出したので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る申立てについては、A社は昭和 38 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先が不明であることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認ができなかったこと、また、申立人が記憶している 7 名の同僚で、連絡の取れた 3 名のうち 1 名は、申立人が同社に在籍し、同じ仕事をしていたと記憶しているが、勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について分からないとし、他の 2 名は申立人のことは記憶に無いとしていること、さらに、申立期間当時にA社の事業所別被保険者名簿で勤務が確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡が取れた 5 名のうち 1 名は、申立人が在籍していたことを記憶しているが、勤務期間は不明としており、他の 4 名は、いずれも申立人のことは記憶に無いとしていること等から、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな情報として、A社の上司であった同僚（男性）1 名の「姓」を思い出したので、調査のうえ申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと、再度、申立てを行っている。

申立人から新たに提供された「姓」の同僚については、申立期間当時、A社に係る事業所別被保険者名簿において、2名が確認できるところ、このうち1名は、申立期間に加入記録があり、同社における勤務が確認できるため、申立人が記憶している同僚（昭和17年＊月生）であると推認できる。他の1名は、申立人の入社前に退職していることから、申立人が記憶している同僚ではないと認められる。

しかし、上記申立人が記憶している同僚と推認できる1名は、オンライン記録で基礎年金番号が不明であることから連絡先が不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることができない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 15 日から同年 12 月 28 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 30 年の年末に忘年会に出席した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の代表取締役は、当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における勤務を確認できない旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に勤務したことが確認できる者のうち、一人は、「自分は昭和 30 年 8 月に入社したが、申立人の記憶は無い。」と供述し、もう一人は、「申立人が勤務していたことは記憶しているものの、退職時期は記憶していない。」と供述している。また、申立人が記憶していた同社の同僚二人に対し、申立人の勤務状況等について照会した結果、申立人の申立期間における勤務を確認できる回答は得られなかった。

さらに、申立人は、昭和 30 年にA社の忘年会に出席したと主張しているが、当時の同社の事業主及び連絡の取れた同僚等は、いずれも当該忘年会を記憶しておらず、申立人が当該忘年会に出席していたとの供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月から 36 年 12 月まで
② 昭和 37 年 4 月から 39 年 12 月まで

A 社（後に、B 社）に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、B社の当時の代表取締役は、A社の代表者は死亡しており、資料は既に無く、申立人がA社及びB社において勤務していた記憶が無い旨供述している。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、B社は昭和 48 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、A社及びB社は、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、B社の上記代表取締役は、厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、同社がA社であった期間を含め、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことは無い旨供述している。

加えて、申立人が記憶していたA社及びB社の同僚二人に照会したものの、一人は回答が得られず、一人は所在が不明であることから、申立人が申立期間①において、A社及びB社に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人に係るオンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間①のうち昭和 35 年 10 月 15 日以降において、国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が記憶していた同僚二人は、いずれも申立人が勤務していたと供述していることから、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当時のC社の事業主と連絡が取れないことから、当時の従業員に対する厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社は、昭和41年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②においては厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立人が記憶していた前述の同僚二人は、いずれも厚生年金保険には加入せず、国民年金に加入していた旨供述している。

加えて、申立人に係るオンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間②において、国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月頃から 35 年 9 月頃まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務した際、同じ業務の先輩が厚生年金保険に加入していたので、自分も厚生年金保険に加入しているはずであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた当時の従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 35 年 1 月 17 日にB社において資格を取得したことが確認できることから、申立期間のうち、同年 1 月 17 日以降についてはA社に勤務していなかったことが認められる。

また、A社の現在の代表取締役は、既に当時の事業主は死亡しており、関係資料も無いことから、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について不明である旨回答している。

さらに、申立人が、申立期間に同じ業務に従事していたと主張するA社の同僚 11 人のうち、8人は厚生年金保険に加入しているものの、残り 3 人の氏名は同社に係る事業所別被保険者名簿に見当たらないことから、同社は、申立期間において、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上記同僚 8 人のうち、生存していた一人は、申立人の退職後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、それ以前の 6 年間にわたり厚生年金保険に加入していなかった旨回答しており、また、上記被保険者名簿によると、申立期間に資格を取得した者はおらず、昭和 35 年 10 月 1 日に 7 人が資格を取得していることが確認できることから、当時、A社は、入社した従業員を、相当期間経過後、まとめて厚生年金保険に加入させていたと認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、その記載内容に不自然な点は見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から12年8月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額がその前後の期間の標準報酬月額よりも低くなっていることが分かった。申立期間もその前後の期間同様、約 59 万円の給与を受け取っていたので、申立期間について正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A健康保険組合から提出のあった健康保険組合適用台帳及びA企業年金基金が管理する記録では、いずれも申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致することが確認できる。

また、A社から提出された、申立人の申立期間に係る労働契約書及び宣伝部契約社員管理台帳兼変更届には、申立期間に係る報酬額が記載されているが、当該報酬額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致するか下回っていることが確認できる。

さらに、上記資料によると、申立人は年棒制の契約社員であり、申立人の報酬額は、平成8年5月分までは年間契約額の 12 分の 1 であったものの、同年6月分以降は年間契約額の 18 分の 1 とし、18 分の 6 を賞与分として支給するように、支払形態を変更したことが記載されている。このため、申立期間の標準報酬月額は、その直前の期間に係る標準報酬月額を下回っていたものと考えられる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案14475（事案1305の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月30日から29年2月1日まで
② 昭和29年8月27日から30年6月6日まで

昭和27年10月30日から30年6月6日まで継続してA社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。通知文書を受け取った後、同社や関係機関を訪ねたが、関連する資料を入手することはできず、新たな資料は無いが、当時の同僚を挙げるので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについて、A社では、申立人の申立期間当時の勤務状況等について確認できる資料を保有しておらず、申立期間①については、厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できないこと、また、申立期間②については、当時の他の従業員も厚生年金保険の被保険者になっていないことが確認できるなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は前回の審議に納得できないとして、新たな資料の提出は無いものの、当時の同僚について再度調査してほしいと主張している。

しかしながら、申立人が名前を挙げた2名の上司は既に死亡しており、また、その他の同僚は、連絡先等が不明であるため聴取できなかったほか、当時の社会保険関係の事務を担当していた者に照会したが、「当時の厚生年金保険の取扱いの実態については覚えていない。」と供述している。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から54年12月までの期間のうち3か月から6か月
ねんきん特別便を見て、A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社には昭和52年1月から54年12月までの期間のうち、時期は定かではないが、3か月から6か月は勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているが、同社は、「申立期間当時の記録は保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除は確認できない。」と回答している。

また、申立人は、A社において一緒に勤務した上司や同僚を記憶しておらず、これらの者から供述を得られず、申立人の当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる30名の従業員に照会したところ、回答のあった19名全員が申立人を覚えていないとしている。

加えて、申立人は昭和48年2月から54年11月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から34年2月4日まで
昭和33年2月1日から35年1月31日までA社（現在は、B社）に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社から提出された厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和34年2月4日となっており、A社に係る事業所別被保険者名簿の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、申立人と同じ事務職であった元従業員は、上記被保険者名簿に記載された資格取得日より5か月くらい前に入社し、資格取得日までは見習期間であったと思うと供述している。

さらに、別の元従業員から提出された申立期間当時の給与明細書によると、当該元従業員について、資格取得する前の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から平成元年 3 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の雇用保険の加入記録は、資格取得日が昭和 47 年 4 月 1 日、離職日が平成 2 年 2 月 28 日となっている。

しかしながら、A社の元事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、資格喪失日が昭和 62 年 10 月 1 日と記載されており、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」には、資格取得日が平成元年 3 月 1 日と記載されており、これらの資格の喪失日及び取得日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、何か月かは記憶に無いが、申立期間において療養のため休んでいた旨を供述しているところ、B協会から提出された申立期間当時の健康保険の給付記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 6 月 30 日まで傷病手当金を受給していることが確認でき、その受給金額から、当該期間においては、A社から給料が支給されていなかったことがうかがえる。

なお、A社の元事業主は、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 20 日から同年 5 月 21 日まで
A社に勤務していたが、同社は経営不振により、その業務はB社に引き継がれた。
申立期間も同じ事務所で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、業務がA社からB社に引き継がれたものの、同じ事務所で継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、申立人と同様に、A社からB社へ移籍したA社の元事業主及び元従業員も、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間とはなっていない。

これについて、A社の元事業主は、当該期間は、同社からB社への業務の移行期間であり、いずれの会社にも所属しない空白期間であったと供述している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社の離職日は昭和 44 年 1 月 31 日、B社の資格取得日は同年 5 月 21 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日及び資格取得日と符合している。

なお、現在、B社の業務を引き継いでいるC社では、当時の資料も無く、申立期間当時のことについては不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで
A 社（昭和 47 年 5 月 22 日に B 社へ改称）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和 47 年 2 月頃に A 社に入社し、研修等準備期間を経て、同年 4 月 25 日から新規に開設された C 事業部の従業員として、申立期間も同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、雇用保険の加入記録により、昭和 47 年 4 月 25 日（上記事業部開設日）から 49 年 6 月 30 日までの期間について、B 社 C 事業部と認められる雇用保険の被保険者資格を有していたことが確認できる。

しかし、申立期間において、A 社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、同社における厚生年金保険の被保険者資格記録は確認できない上に、B 社 C 事業部は、申立期間後の昭和 48 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人は、適用事業所となった日に、従業員 19 人と一括して同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間以前より、A 社に在籍し、C 事業部に異動となった管理部長、支配人及び営業担当二人の合計 4 人は、申立期間も同社における厚生年金保険の被保険者資格は継続しているが、上記従業員 19 人については、申立人と同じく同社に係る事業所別被保険者名簿に氏名は無く、被保険者資格は確認できない。

さらに、申立人同様、C 事業部採用の同期入社の同僚は、当該事業部採用の従業員については、A 社における厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料の控除も無かった旨、及び従前より同社に勤務していた従業員とは給与体系が異なっていた旨供述

していることから、同社では、C事業部の従業員について、同社における厚生年金保険には加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

加えて、A社は、平成 13 年 3 月に閉鎖しており、申立期間当時の代表取締役は既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そして、A社における申立人に係る雇用保険の加入記録は無く、同社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号は連続しており、不適切な記載等も見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 24 日から 58 年 12 月 1 日まで

A校に、昭和 57 年 11 月 24 日から 59 年 1 月 9 日まで勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の勤務記録もあり、健康保険証ももらった記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出されたB委員会が発行した臨時的任用教員カードから、申立人が申立期間にA校で臨時的任用教員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A校は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、C県における臨時的任用教員の厚生年金保険制度の適用は、B委員会教育長通知「臨時的任用教職員（産休・育休代替）の健康保険・厚生年金保険制度の適用について」により、昭和 59 年 11 月に制度を導入し、適用日を遡った同年 4 月 1 日としており、申立期間は、同通知を受けてA校を所管するD委員会が厚生年金保険の適用事業所となった同年 4 月 1 日よりも前の期間である。

さらに、B委員会は、臨時的任用教職員の厚生年金保険の適用は、上記通知により、「昭和 59 年 4 月 1 日より適用したため、申立人は申立期間に厚生年金保険に加入していない。厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。